

平成25年第4回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成25年第4回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成25年12月11日

平成25年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年12月11日（水曜日） 午前10時22分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸般の報告

○日程第4 行政報告

○日程第5 所信表明

○日程第6 陳情第6号 町議会議員報酬を日当制にする陳情（委員会付託）

○日程第7 陳情第7号 議会改革に関する条例改正についての陳情書（委員会付託）

○日程第8 議案第56号 地域の元気臨時交付金基金条例の制定（提案理由説明まで）

○日程第9 議案第57号 伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定（提案理由説明まで）

○日程第10 議案第58号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（提案理由説明まで）

○日程第11 議案第59号 伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例（提案理由説明まで）

○日程第12 議案第60号 字の区域の設定及び変更について（提案理由説明まで）

○日程第13 議案第61号 県営農業競争強化基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について（提案理由説明まで）

○日程第14 議案第62号 県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について（提案理由説明まで）

○日程第15 議案第63号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）（提案理由説明まで）

○日程第16 議案第64号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明まで）

○日程第17 議案第65号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明まで）

○日程第18 議案第66号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（提案理由説明まで）

○日程第19 議案第67号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）（提案理由説明まで）

○日程第20 議案第68号 平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（提案理由説明まで）

- 日程第21 議案第69号 伊仙町立西公民館の指定管理者の指定について（提案理由説明まで）
- 日程第22 一般質問（琉理人議員）
- 追加日程第1 同意第1号 伊仙町教育委員の選任について同意を求める件（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 追加日程第2 同意第2号 伊仙町教育委員の選任について同意を求める件（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 追加日程第3 同意第3号 伊仙町教育委員の選任について同意を求める件（提案理由説明～質疑～討論～採決）
- 追加日程第4 同意第4号 伊仙町教育委員の選任について同意を求める件（提案理由説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田 誠君	2番	福留 達也君
3番	前 徹志君	4番	佐藤 隆志君
5番	明石 秀雄君	6番	樺山 一君
7番	永岡 良一君	8番	清水 喜玖男君
9番	伊藤 一弘君	10番	杉並 廣規君
11番	琉 理人君	12番	上木 勲君
13番	美島 盛秀君	14番	常 隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山 正二君 事務局係長 佐平 勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明君	副町長	中野 幸次君
総務課長	窪田 良治君	企画課長補佐	明 勝良君
税務課長	池田 俊博君	町民生活課長	西 吉広君
保健福祉課長	松田 一郎君	経済課長	樺山 誠君
建設課長	中熊 俊也君	耕地課長	上木 義一君
環境課長	益 一男君	水道課長	芳田 勇人君
選管書記長	佐平 浩則君	農委事務局長	益岡 稔君
教育長	茂岡 勲君	教委総務課長	鶴永 宏造君
社会教育課長	當 吉郎君	学給センター所長	永島 均君
ほーらい館長	仲 武美君		
総務課長補佐	田島 輝久君		
総務課長補佐	仲島 正敏君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関 政樹君）

（終日）前元広紀君・中富讓治君・富岡俊樹君・上木雄太君

平成25年 第4回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	琉理人 (議席番号11)	1. 農業政策について	①基幹作物のサトウキビと馬鈴薯また畜産振興について、大久保町政4期目に具体策はあるのか。	町 長
			②有機農業の普及と島内自給率を向上させる具体策を示せ。	町 長
		2. 経済政策について	①企業誘致について、Aコープ伊仙店進出に伴い、町商工会と共同プロジェクトを支援するとの事ですが、どのような支援をするのか。	町 長
			②若者と女性の雇用創出のために、企業誘致を積極的に進めていますが、ワークシェアリングを活用し、役場職員を増やす考えはないのか。	町 長
		3. 教育行政について	①子育て支援として、幼稚園の預かり保育の現状や小中高の連携を一層充実させて、学力向上を目指しておりますが、こういった連携がとれるのか具体的に示せ。	町 長 教育委員長
			②伝統文化継承として島唄や闘牛文化について、子どもたちに継承していますが、闘牛文化の健全な継承について、牛の飼育現状を教職員がどれだけ把握しているのか。	町 長 教育委員長
		4. 健康・長寿・福祉について	①高齢者の生きがいづくりや、心の健康づくり支援、またストレス解消対策などを進めていますが、具体的にどのようにされているのか。	町 長
			②ダイエットアイランドプロジェクト事業の推進で、「健康・長寿の町」を発信して産業振興につなげる予定とされていますが、具体的な内容を示せ。	町 長

△開 会（開議） 午前10時22分

○議長（常 隆之君）

ただいまから、平成25年第4回伊仙町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（常 隆之君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、永岡良一君、清水喜玖男君、予備署名議員に伊藤一弘君、杉並廣規君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（常 隆之君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日12月11日から12月12日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日12月11日から12月12日までの2日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりです。

△ 日程第3 諸般の報告

○議長（常 隆之君）

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、議長より、平成25年第3回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。

したがって、主な項目についてだけ報告いたします。

平成25年11月21日、奄美群島市町村会と議長会とで、東京の関係省庁で奄美群島振興開発特別措置法の延長と、地元の裁量で使える交付金の創設と来年度に向けた要望活動を行ってまいりました。

以上で、議長の動静の報告を終わります。

伊仙町監査委員より、平成25年11月分までの例月出納検査の結果、適正に処理されているとの報告がなされています。

閲覧を希望される場合は、事務局に常備していますのでご確認ください。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

△ 日程第4 行政報告

○議長（常 隆之君）

日程第4 行政報告について、報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。行政報告を行ってまいります。

お手元の資料の中で、重要な項目について補足説明いたします。

10月4日に、環境省の徳之島自然保護官事務所が天城庁舎内に開設いたしました。

これは、自然遺産に向かって環境省が今後、継続的に本格的に取り組んでということになります。

10月13日、14日には、全国闘牛サミットが、なくさみ館、ほーらい館で開催されました。

全国から多くの方々に参加いたしまして、闘牛文化をさらに推進していくということで、大きな成果がございました。

10月26日には、「あまみ長寿・子宝フェスタ in 徳之島」がほーらい館で開催されまして、森少子化担当大臣が大変多忙な中を参加していただきまして、「長寿・子宝宣言」をいたしまして、大臣がいろんなマスコミに対しまして、「徳之島をこれからモデルにしていく」ということを発表していただきました。

11月7日、伊仙町夏植達成推進の祝賀会がございました。今回は目標の200haを大きく上回り、230haという形になりました。25、26年度も年明け操業になりましたけれども、次からはかなり面積が拡大してきますので、増産が期待されます。

11月9日には、奄美群島日本復帰60周年記念式典及び祝賀会が伊仙町議会の方々も多数参加されまして、盛大に行われました。特に、「日本復帰の歌」を小学校が堂々と歌い上げたことがマスコミ等で高く評価されております。

翌11月10日には、伊藤副議長も含めて、太田国土交通大臣との朝食会がございまして、この中で太田大臣が大変勇気ある発言をしていただきました。これから奄美群島は格差是正とかそういうことではなくて、日本にとって大変重要な地域になると、その一つが長寿・子宝のモデルになると、もう一つが国境防衛上重要な地域であると、そして、もう一つが世界自然遺産という形で大変期待される地域であるということで、この地域はこれから日本の行くべき姿の中心になる可能性があるというところまで言及をしていただきました。

11月20日には、全国町村長大会が開催されまして、この中で印象に残ったのは石破幹事長が申し上げたのは、これは決してリップサービスではなくて、「これからは国が地方から学ばなければならない」ということを申し上げました。

東京は今、出生率が1.02でこのままの状態が続きますと、日本は非常にこう生産人口も減ってき

て、もう世界に類を見ない少子化になっていくという中で、日本の地方、例えば、海士町だとか、それから海士町にある大学から研究・研修に来るとか、いろんなICT企業が四国のほうに移ったとかいうことでありますので、伊仙町がこれから企業誘致に取り組んでいくような流れが間違いなく出てきているということでもあります。

今、議長から説明があったとおり、21日には中央要請活動を行いまして、一括交付金のことで再度中央要請を行いました。

11月23日は、奄美から3人の首長が屋久島の世界自然遺産20周年記念式典に参加いたしまして、このシンポジウムの中で出た明快な結論は、自然遺産というのは、そこに住んでる、生活してる人たちの文化が重要であるというふうなことでありました。

12月3日には、急遽、奄振の今回の一括交付金、これは条件不利性事業、航空運賃の低減化、そして農産物輸送コストの低減化という形で、今までになかったような形で、財務大臣、そして農水大臣、総務大臣に直接要望をしたところでもあります。

この際、林農水大臣にこの徳之島の長命草まあざくのことを、前回から訴えてましたけど、高く評価をしていただきました。

12月8日には、和泊町名誉町民町田實孝氏の町民葬に、町村会を代表して参加しました。

以上でございます。

△ 日程第5 所信表明

○議長（常 隆之君）

日程第5 町長の所信表明を求めます。

○町長（大久保明君）

所信表明を行ってまいります。

4期目の伊仙町政を担当するに当たり、町民の負託を受けて、これからまた全力で取り組んでいきたいと思っております。

「輝く未来へ、さらなる前進」「実現力」をスローガンに、具体的には、再び人口増加、農業生産50億を政策目標に、100項目の約束を掲げ、4期目の挑戦をスタートいたします。

選挙期間中、町民の多くの声を聞きました。道路改修、住宅新築、農家人口減の農業政策など、直ちに取り組むべき課題を指摘する一方、ある町民から、「町民の町民による町民のための町政」との主張が出ました。この4年間、「自立」「挑戦」「交流」をキーワードに政策を推進してきたことが、住民の意識にも浸透してきたと理解ができます。

その象徴的事例を見てみますと、22年4月、米軍基地移設問題を政府に対し、堂々と反対運動を伊仙町民が中心となって指導してきたこと。23年9月、全国離島医療サミットを伊仙町が開催したこと、また去年、町制施行50周年記念行事に出身者が多く参加し、盛大に開催されました。

長寿・子宝、もてなしの地として、町外にこの町の魅力を発信したとき、「本来、町民に内在す

る独立不羈の精神で伊仙町が変わった、伊仙町に期待する」とまでマスコミの評価を受けたことなどにあらわれております。

元来、伊仙町民の持つ、情熱、善意、勇気、忍耐、不屈の力を結集し、発揮していけば、この町はどこよりもさらに大きく前進することを町内外に明確に証明したことになります。

町民と町民を代表する議会は、さらに自信と誇りと勇気を持ち、時代の変化を見据え、先見性と洞察力を持ち、次の世代のために新しい挑戦的戦略を打ち出すことが必要となります。

今、ほーらい館は徳之島の交流の象徴、白菜は特産品の象徴として着実に効果が発揮され、徳之島なくさみ館は、伝統文化情報発信基地として期待されています。

このような施設を中心として、新たにサトウキビの価値を高める加工センター、町内購買を推進するAコープ建設、特に、雇用と人口増加に直結する日本マルコの誘致を実現していきます。

次の挑戦は、奄美群島日本紀60周年と世界自然遺産をいかに群島の発展につなげるかにかかっています。復帰運動の指導者として、断食祈願で郡民を一致団結させた復帰の父、泉 芳朗先生をしのび、今年25日にウォーキング大会を開催し、世界史上でも評価された非暴力革命を実現した先人たちの勇気と行動力に敬意と感謝を申し上げ、我々も未来に誇れる町をつくることを決意することが必要です。

世界自然遺産は予想できない交流を生み出します。生物多様性で世界的価値が認められた自然の保護と観光の両立のための準備を今始めることが重要です。価値ある自然で生まれた歴史・文化の魅力を生かし、定住人口増加につなげていけるかにかかっています。同時に、さらなる企業誘致につながるように戦略を打ち出していきます。

2つ目の挑戦は、健康食の切り札である長命草まゝざくを第4の作物に完成していくことです。農水省の事業を活用し、販売市場を確立することで生産額50億達成が可能となります。

政策実現は簡単ではありません。しかし、町民が、伊仙町議会が、職員が今まで以上に一丸となり、責任を持って財政健全化に向け努力を惜しまず、各聴衆に町民を説得し、自らが率先し、意識改善を推進していくことで可能になります。

議会は来月、改選となりますが、伊仙町のさらなる発展のための政策を打ち出し、町民の代表としての人格を磨き、議会人としての誇りを持ち、信頼を勝ち取り、再選されることを期待して所信表明といたします。平成25年12月11日、伊仙町長大久保明。

△ 日程第6 陳情第6号 町議会議員報酬を日当制にする陳情

△ 日程第7 陳情第7号 議会改革に関する条例改正についての陳情書

○議長（常 隆之君）

陳情第6号、町議会議員報酬を日当制にする陳情、陳情第7号、議会改革に関する条例改正についての陳情書についての2件を一括して議題とします。

9月の定例会閉会后、これまで受理した陳情等は、陳情第6号から10号までの5件であります。

お手元にお配りしましたとおり、陳情第6号、陳情第7号の2件を議会改革検討特別委員会に付託します。

なお、その他の陳情につきましては、申し合わせのとおり文書配付とします。

- △ 日程第8 議案第56号 地域の元気臨時交付金基金条例の制定
- △ 日程第9 議案第57号 伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定
- △ 日程第10 議案第58号 伊仙町税条例の一部を改正する条例
- △ 日程第11 議案第59号 伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- △ 日程第12 議案第60号 字区域の設定及び変更について
- △ 日程第13 議案第61号 県営農業競争強化基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について
- △ 日程第14 議案第62号 県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について
- △ 日程第15 議案第63号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）
- △ 日程第16 議案第64号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第17 議案第65号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第18 議案第66号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第19 議案第67号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- △ 日程第20 議案第68号 平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）
- △ 日程第21 議案第69号 伊仙町西公民館の指定管理者の指定について

○議長（常 隆之君）

これから、議案第56号、地域の元気臨時交付金基金条例の制定から、議案第69号、伊仙町西公民館の指定管理者の指定についてまでの14件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成25年第4回伊仙町議会定例会に提案いたしました議案第56号から議案第69号までについての提案理由の説明をいたします。

議案第56号は、国から交付される臨時交付金の対象となる事業の円滑な実施に資するため、地域の元気臨時交付金条例を制定するものであります。

議案第57号は、アマミノクロウサギやその他の野生生物への被害を防止し、地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的として、伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例を制定するものです。

議案第58号は、伊仙町税条例の一部を改正する条例です。

議案第59号は、伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例です。

議案第60号は、土地改良事業に伴い、県営畑地帯総整備事業担い手育成型上晴地区・第2換地区の字の区域の設定及び変更について提案しております。

議案第61号は、木之香阿権地区の県営農業競争強化基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について提案してあります。

議案第62号は、喜念地区の県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について提案してあります。

議案第63号は、平成25年度伊仙町一般会計。

議案第64号は、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計。

議案第65号は、平成25年度伊仙町介護保険特別会計。

議案第66号は、平成25年度伊仙町徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計。

議案第67号は、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計。

議案第68号は、平成25年度伊仙町上水道会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案してあります。

議案第69号は、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定について提案してあります。

以上、今定例会に提案いたしました議案第56号から議案第69号までの14件について、提案の説明としました。ご審議賜り、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（窪田良治君）

ただいまご提案をいたしました議案第56号、地域の元気臨時交付金基金条例の制定につきまして補足説明をいたします。

これにつきましては、平成25年度の地域の元気臨時交付金として交付されます交付金について、26年度の単年度、いわゆる27年3月31日限りで行われます事業の中において活用するために、その基金条例を制定するものでございます。

ちなみに、交付対象事業の名称といたしましては、地域の元気臨時交付金基金として、事業概要につきましては、町道の改良舗装事業を実施することにより、内外の交通連携強化により、安心して生涯を送れる地域づくりを図ると、あと一点につきましては、町道の改良舗装事業に要する経費を交付金の対象とするという形で概要にはなっております。

そういった形で26年度短期におきまして、基金条例を制定するものでございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○環境課長（益 一男君）

伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の補足説明を行います。

説明をする前に誤字の訂正をいたします。

条例の1ページをお開きください。

「伊仙町町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」の「伊仙町町飼い猫の」とありますが、「伊仙町町」、二重になっておりますので、「町」を一字多く印刷されていますので一字抹消していただきますよう、訂正方をお願いいたします。

この条例の目的といたしまして、先ほど町長のほうからもございましたが、第1条に、この条例は、飼い猫の適正な飼養及び管理に関する事項を定めることにより、町民の動物愛護の意識を高めるとともに、飼い猫の野生化及び放し飼いによるアマミノクロウサギ、その他の野生生物への被害を防止し、もって地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とするものであります。

また、世界自然遺産登録に向けての取り組みの一環ですので、ご審議賜りますようお願いいたします。1条から17条まで条項がございまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものです。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○税務課長（池田俊博君）

議案第58号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

この条例改正は、軽自動車税の納期を、4月11日から同月30日までの分を5月1日から5月31日までに1カ月おくらせるということでございます。

自動車税は県のほうでやってるのも5月31日が納期ということで、あと徳之島町、天城町のほうでも昨年度においてこの改正が行われ、県下同時にして自動車税は5月31日が納期ということで、一斉に徴収率向上のほうに当たっていきたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○環境課長（益 一男君）

議案第59号の補足説明をいたします。

伊仙町手数料条例の一部を改正する条例であります。

別表第1を次のように加える。項目を29、飼い猫の手数料1匹につき500円、30項目、飼い猫の観察の再交付手数料を1匹につき250円、猫条例の制定に向けての条例一部改正でございます。

よろしくお願いいたします。

○耕地課長（上木義一君）

補足説明いたします。

議案第60号、字区域の設定及び変更について、事業名、県営畑地帯総合整備事業担い手育成型上晴地区・第2換地区、実施年度工期平成17年度から平成27年度、うち面工事実施期間は平成18年度から平成23年度まででございます。

地区面積として45ha、上記整備事業により従前の区画形状が変わり、工事後の新たな道路、水路に沿って字の区域を変更する必要が生じたため、字区域の変更を行うものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議案第61号の補足説明をいたします。

県営農業競争強化基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について、平成26年度新規採択希望地区農地整備事業担い手支援型木之香阿権地区の受益者の負担割合を4%から3%へ見直し、また町の負担を6%から7%へ見直すことによって、農業従事者の高齢化や後継者不足、また各種経費等の増大など、農業を取り巻く環境は厳しく、農家は将来的な営農に不安を抱えており、土地改良事業に対しても慎重な考えを持っているところであります。しかし、今後の農業経営にとって、畑かん事業による水利用は必要なものと考えております。

このような状況を踏まえ、農業従事者の負担軽減、経営安定のために負担割合表のとおり、末端排水、圃場内の配管の負担割合を変更するものであります。

また、負担割合の見直しについては、3町の畑かん部会で提案されたものであります。

提案に伴い、天城町では平成25年3月定例会において議決されています。また、徳之島町においては12月定例議会において提案されています。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

引き続き、議案第62号、県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について。

本案については、平成24年度の12定例議会において、県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業喜念地区の分担金負担割合について議決を得ておりますが、本事業の推進を図るために分担金負担割合の変更を提案するものであります。

提案理由は議案第61号と同じでございますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○総務課長（窪田良治君）

議案第63号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について補足説明をいたします。

平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は、既定の歳入歳出予算の総額51億4,633万1,000円に、歳入歳出それぞれ6,570万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を52億1,204万円とするものでございます。

5ページをお開きいただきます。

5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書によって説明をさせていただきます。

総括、歳入、9款地方交付税、補正前の額29億3,545万8,000円に補正額2,803万1,000円を増額補正をし、29億6,348万9,000円とするものでございます。

12款使用料及び手数料、補正前の額4,982万5,000円に補正額57万2,000円を増額補正をし、5,039万7,000円とするものでございます。

13款国庫支出金、補正前の額4億9,103万6,000円に補正額2,797万2,000円を増額補正をし、5億1,900万8,000円とするものでございます。

14款県支出金、補正前の額4億4,053万8,000円に補正額895万5,000円を増額補正をし、4億4,949万3,000円とするものでございます。

16款寄附金、補正前の額400万2,000円に補正額54万円を増額補正をし、454万2,000円とするもの

でございます。

19款諸収入、補正前の額6,758万9,000円に補正額36万1,000円を減額補正をし、6,722万8,000円とするものでございます。

21款町債、補正前の額5億6,230万9,000円に、これにつきましては、後ほどまた説明をいたしますが、種別替えのために補正額につきましてはゼロとなっております。

以上、歳入合計、補正前の額51億4,633万1,000円に補正額6,570万9,000円を増額補正をし、52億1,204万円とするものでございます。

続きまして、6ページでお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款議会費、補正前の額9,227万4,000円に補正額は増減はございません。

2款総務費、補正前の額7億2,469万8,000円に補正額2,147万4,000円を増額補正をし、7億4,617万2,000円とするものでございます。

3款民生費、補正前の額12億6,578万7,000円に補正額1,009万8,000円を増額補正をし、12億7,588万5,000円とするものでございます。

4款衛生費、補正前の額5億3,165万5,000円に補正額623万2,000円を増額補正をし、5億3,788万7,000円とするものでございます。

5款農林水産業費、補正前の額6億8,949万7,000円に1,746万8,000円を増額補正をし、7億696万円とするものでございます。

6款商工費、補正前の額4,891万9,000円に補正額374万8,000円を増額補正をし、5,266万7,000円とするものでございます。

7款土木費、補正前の額3億5,471万4,000円に補正額242万円を増額補正をし、3億5,713万4,000円とするものでございます。

8款消防費、1億7,137万2,000円に補正額13万8,000円を増額補正をし、1億7,151万円とするものでございます。

9款教育費、補正前の額3億7,364万6,000円に補正額413万6,000円を増額補正をし、3億7,778万2,000円とするものでございます。

歳出合計、補正前の額51億4,633万1,000円に補正額6,570万9,000円を増額補正をし、52億1,204万円とするものでございます。

かがみのところ、お願いいたします。

地方債の補正、第2表地方債の補正につきましては、「第2表 地方債の補正」によるということでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

「第2表 地方債の補正」、起債の目的、1、過疎対策事業債、補正前につきましては、限度額3億4,070万円であります。起債の方法につきましては、証書借入で、または証券発行という形にな

っております。利率につきましては3%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫式について利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率とされております。

償還の方法につきましては、政府資金について、その貸付条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰り上げ償還をすることがあるとなっております。

補正後につきましては、限度額3億2,090万円となっております。起債の方法、償還、利率につきましては、前述、同じでございます。

6、緊急防災減災事業債、これにつきましては限度額はゼロとなっております。

先ほど説明いたしましたように、種別変更に伴って、この地方債の補正について変更が生じております。

補正後につきましては、限度額が1,980万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでございます。

以上、補足説明をいたします。どうぞご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、議案第64号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額11億9,751万3,000円に歳入歳出それぞれ2,870万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額12億2,621万9,000円とするものでございます。

主なものについて、後期高齢者支援金1,896万5,000円と介護納付金の995万4,000円でございます。

5ページのほうをお開きください。

歳入とありますけれども、4款国庫支出金2項国民健康保険助成費1目財政調整交付金、これが既定の予算に対して235万1,000円増額補正し、1億9,575万2,000円とするものでございます。

財政調整交付金でありますけれども、国保保険事業費の164万8,000円、早期介入保険指導事務費70万4,000円などでございます。

次の5款県支出金2項県補助金1目県調整交付金、これは既定の予算に61万円増額補正し、4,132万6,000円とするものでございます。

中身については、県調整交付金の増額と脳卒中プロジェクト交付金の減額148万9,000円とするものでございます。

6款療養給付費交付金1項療養給付費交付金、1目、同じでございますけれども、既定の予算に1,896万5,000円を増額補正し、5,097万5,000円とするものでございます。退職者医療費交付金の増でございます。

10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金として、既定の予算から182万1,000円増額し、1億9,037万4,000円とするものでございます。保険基盤安定繰入金でございます。

10款繰入金 2項基金繰入金 1目基金繰入金として、既定の予算に495万9,000円を増額補正し、496万円とするものでございます。

次のページ、お開きください。

歳出でございますけれども、主な項目を申し上げます。

1款総務費 5項医療費適正化特別対策事業費 1目医療費適正化特別対策事業費、既定の予算に209万9,000円増額補正し、795万8,000円とするものでございます。

3目脳卒中対策プロジェクト事業、既定の予算から148万9,000円を減じて79万9,000円とするものでございます。事業の見直しということで、事業の組みかえであります。医療費適正化事業のほうに脳卒中対策プロジェクト事業が移るということの意味合いがございます。

次の2款の保険給付費、1項の療養諸費でございますけれども、これは財源組み替えでございます。1目の一般被保険者療養給付費と2目の退職被保険者等療養給付費の一部組み替えでございます。

3款後期高齢者支援金 1項後期高齢者支援金、1目、同じでございます。既定の予算に1,525万4,000円を増額補正し、1億4,993万3,000円とするものでございます。後期高齢者の支援金でございます。

6款介護納付金 1項介護納付金、同じく1目介護納付金、これは既定の予算に995万4,000円を増額補正し、7,743万円とするものでございます。介護納付金の増額でございます。

次のページ、お開きください。

8款保険事業費 2目国保保険事業費、既定の予算に164万8,000円増額補正し、571万9,000円とするものでございます。

主な項目として、委託料の特定健診受診者へのフォローアップ委託料ということで、パブリックリサーチ等、熊本の健康支援研究所のほうに特定健診者のフォローアップということで、調査、研究、報告ということで委託をしております。

3目早期介入保健指導事業費、これは新規事業でございます、70万4,000円を計上いたしました。これは、県からの新規事業で100%の事業でございます。賃金が50万4,000円、委託料が12万円となっております。この委託料については、ほーらい館のほうに委託するということですのでしております。

続きまして、議案第65号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額9億3,860万円に歳入歳出それぞれ686万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額9億4,546万6,000円とするものでございます。主たるものは、介護給付費の過年度精算償還金でございます。

5ページのほうをお開きください。

主な項目についてご説明いたします。

7款の繰越金、1項の繰越金、1目繰越金ということで636万9,000円を増額補正し、735万4,000

円とするものが主たる歳入のところでございます。

次の6ページをお開きください。主なものについてご説明いたします。

7ページの5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付加算金、既定の予算に5万円増額し、15万円とするものでございます。

2目の償還金、既定の予算に580万9,000円を増額補正し、679万4,000円とするものでございます。

歳出のほうでありますとおり、地域支援事業費の過年度精算償還金144万8,000円、介護給付費過年度精算償還金436万1,000円とするものでございます。

ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額1億1,071万1,000円に歳入歳出それぞれ1,090万円を増額し、歳入歳出を1億2,161万1,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。歳入繰越金、補正前の額78万9,000円に1,090万円を増額し、1,168万9,000円とするものであります。

6ページをお願いいたします。歳出の1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の7賃金については、当初予定より、スタッフ2名増員して対応しております。また、これにつきましては、平成24年度においては、教室会員、主に子供たちのプール会員ですが、約200名、平成25年度においては現在290名、約100名近い増員となっております。

また、11の需要費については、燃料及び電気代の高騰に伴うものでございます。

また、4月1日より、第1、第3、第5月曜日と営業いたしております。

また、修繕費については、男子サウナ室の修繕、また地下機械通気口の修繕、またバス代等の修繕等でございます。

18の備品購入費については、展示用パネルの購入費です。

また、27の公課費の消費税ですが、収入増に伴うものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○水道課長（芳田勇人君）

それでは、議案第67号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について、補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額2億9,386万2,000円に歳入歳出それぞれ3,705万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億5,681万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入について、ご説明をいたします。

2款国庫支出金、1項1目同様です。国庫補助金、補正前の額7,500万円に2,325万円を減額補正し、5,175万円とするものでございます。これは西部地区簡易水道事業当初事業費1億5,000万円から1億350万円の事業カットによる減額でございます。減額分の4,650万円の2分の1の2,325万円を

減額するものでございます。

次の6款町債に関しましても事業費の減額によるものでございます。

7ページお願いいたします。歳出について、ご説明をいたします。

1款水道事業費、1項1目一般管理費、補正前の額3,365万2,000円に20万1,000円を減額補正し、3,345万1,000円とするものでございます。これは下の段の2項1目の原水・浄水及び3項2目の基幹改良事業費の増額分で、歳出の増減はございません。

引き続きまして、議案第68号、平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

1ページをお願いいたします。1ページ、上の段から。収益的収入及び支出について、収入のほうからご説明いたします。

第1款水道事業収益、第1項の営業収益、補正前の額8,920万2,000円に511万2,000円を増額補正し、9,431万4,000円とするものでございます。これは一般会計4款の衛生費からの繰り入れでございます。

続きまして、支出についてご説明いたします。

第1款水道事業費、第1項営業費用、補正前の額8,858万7,000円に511万2,000円を増額補正し、9,369万9,000円とするものでございます。この主な増額分といたしましては、原水・浄水費の電気料金の値上げによる増額。また、発電機のリース代、燃料代、また中部浄水場の薬注ポンプの修繕等でございます。

続きまして、資本的収入及び支出について、収入のほうからご説明いたします。

第1款資本的収入、第2項補助金、補正前の額2,893万円に126万円を増額補正し、3,019万円とするものでございます。これも一般会計4款の衛生費からの繰り入れでございます。

次に、支出についてご説明いたします。

第1款の資本的支出、第1項建設改良費、補正前の額1,369万3,000円に126万円を増額補正し、1,495万3,000円とするものでございます。これは原水施設費の中部浄水場のエアークOMPRESSORの備品購入費でございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（當 吉郎君）

議案第69号、伊仙町立西公民館の指定の管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。

昨年で、ある一事業所より指定を受けたい旨の要望がありましたので、伊仙町公の施設に係る指定の管理者の指定の手續等に関する条例に従い、公民館運営審議会を経て、募集をかけて、教育委員会の定例会に諮りまして、候補者を選定し、本議会の提案に至ったものでございます。

指定候補者といたしましては、鹿児島県大島郡伊仙町大字犬田布778番地3、団体名称、社会福祉法人青松福祉わかば保育園、代表者松永晶子で、指定の期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までとするものであります。

審議賜り、指定していただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（常 隆之君）

ただいま議題となっております議案第56号、地域の元気臨時交付金基金条例の制定から議案第69号、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定についてまでの14件の審議を中止します。

お諮りします。ただいま町長から同意第1号から同意第4号伊仙町教育委員の専任について同意を求める件の4件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。日程第1号から同意第4号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として、それぞれ議題とすることに決定しました。

△ 追加日程第1 同意第1号 伊仙町教育委員の選任について同意を求める件

△ 追加日程第2 同意第2号 伊仙町教育委員の選任について同意を求める件

△ 追加日程第3 同意第3号 伊仙町教育委員の選任について同意を求める件

△ 追加日程第4 同意第4号 伊仙町教育委員の選任について同意を求める件

○議長（常 隆之君）

追加日程第1から追加日程第4 同意第1号から同意第4号伊仙町教育委員の専任について同意を求める件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成25年第4回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました同意第1号から同意第4号について、提案理由の説明とします。

同意第1号は、教育委員1名の欠員に伴う補充でございます。

同意第2号から第4号は、教育委員3名が平成26年2月7日に任期満了になることに伴い、新たに教育委員を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、専任いたしたく提案しております。

ご審議賜り同意をいただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（常 隆之君）

補足説明があれば、これを許します。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

同意第1号から同意第4号までの補足説明を行います。

同意第1号は、伊仙町教育委員として、住所、伊仙町伊仙3518番地、大山惣二郎氏でございます。学歴、職歴につきましては、お手元に配付してあります資料のとおりでございます。

大山惣二郎氏につきましては、前任者の残任期間ということで、平成27年10月8日が任期満了と

なります。よろしくお願ひします。

同意第2号、第3号、第4号につきましては、ただいま町長のほうからご説明がりましたが、現在の教育委員3名が26年の2月7日をもって任期満了となります。それに伴ひまして、教育委員のご推薦を申し上げるものでございます。

同意第2号伊仙町教育委員として、住所、伊仙町喜念396番地4、直章一郎氏でございます。学歴、職歴につきましては、お配りの資料のとおりです。

次に、同意第3号は、伊仙町教育委員として、住所が伊仙町阿三1283番地8、松永晶子氏でございます。同じく資料のとおりでございます。

次に、同意第4号は、伊仙町教育委員として、住所が伊仙町阿三730番地、直江宏晃氏でございます。同じく学歴、職歴については、お配りの資料のとおりでございます。

ご審議賜り、同意をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（常 隆之君）

以上で提案理由の説明を終わります。

これから、同意第1号、伊仙町教育委員の選任について同意を求める件についてを質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

12番、上木です。教育委員会の委員もつちゅうんですか、これからのいろんな人材を育てる非常に重要なあれだとは思いますが、今、ちょっと、お話には任期の途中で辞任、いろいろ事情あるでしょうけど、辞任なさったとかいうこととか、また、これ新たに推薦であれが出るとるわけですが、こういうふうなあれについては、これは基本、執行部から、議会で同意するということになるんですけども。これは提案するときには何らかのいろいろな教育にあれなさった功績とか、いろいろ、そういうことを総合的に判断なさって、こういうふうに議案提案するんだと、何か、そういうことを思いもしてあるわけですが、これは、やっぱり、何かのそういうふうな教育委員会で何かそういう意見なんか話し合っただけであれなさるのか、あるいは、また、町長、これは町長最高責任者ですから、町長のあれでなさるのか、その辺のことを含めて、今回は途中で、またこういうふうに1人が辞任なさったということ等についての説明と、その辺のこと、あんまり、ちょっと私ら理解がしにくいので、何らかひとつご説明いただきたいものと思います。

○教育長（茂岡 勲君）

今の上木議員の質問にお答えしたいと思いますが、教育委員会では、やはり、伊仙町のかみとなるような人材を育てようと、そういうことでやっておりますが、今、1人、いろいろ事情が、個人の事情がありまして、それ以上は言えないというようなこともありましたので、そうかということで、この件については了承をしたわけです。もちろん慰留をしたりしたのも事実でございます。本当は任期を全うするのが筋であります。おっしゃるとおりだと思います。だけど、その人の事情が、そういうことがありましたので、この件については、また、ご了承をお願いをしたいと、こ

う思います。

以上です。

○12番（上木 勲君）

そりゃ、いろいろな事情で、そういう推薦をなさる場合には、教育委員会とか、町長とか、何らかのそういう皆さんで話し合いをして、共通認識のもとになさるのか。どういうふうな方が、そういうこともわからないもんですから、ちょっと質問をする次第です。この提案者が町長ですので、いろいろ何らかのご意見なんか、いろいろ伺ったんですね、そういうようなして、皆、共通認識というんですか、そういう判断をなさっていると。この辺のことについて、ちょっと我々は教育会のこと、あんまり深くあれしてないもんですから、人事というのは、これは非常に、これから慎重、教育行政ですね、本当に重大なことでありますので、そういう推薦なさるに当たってのそういうふうなことを町長だけの裁量でなさるのか、あるいは教育委員会とか、もろもろ、そういういろんな方々のアドバイスちょうか、聞いて、そして、こういう議案提出に至るのか、そのようなことをご説明いただけたら、いいかなと思ったりはします。

○町長（大久保明君）

教育委員の推薦に関しましては、これは町民のいろんな方面からの適正などを考えて、また、教育委員会とも相談をいたしまして、私単独でこれを推薦するということではございません。人事というのは、推薦した方が今回任期途中で辞任したということに関しましては、それは私も本人といろいろ、慰留に努めましたけれども、何か大きな問題があったとか、そういうことではないようでございますので、新たに残任期間ということで、新しい方を推薦することになりました。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

教育委員の同意について質疑をいたします。

すばらしい4名の同意案が提案されておりますけども、お1人だけ仕事を持っている。

サラリーマンがお1人いるかと思うんですけども、大事な町の子供たちを育てる委員でありますので、教育の委員でありますので、この仕事と教育委員会との兼ね合いで差し支え等はないものか、どうか、伺います。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

美島議員のご質問、多分、同意第4号の方だと思いますが、この方は今、伊仙中学校のPTA会長もなさっております。本人にも確認したところ、同意をいただいております。支障ないということでした。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから同意第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第1号について採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、同意第1号、伊仙町教育委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

これから同意第2号、伊仙町教育委員の選任について同意を求める件について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから同意第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第2号について採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、同意第2号、伊仙町教育委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

これから同意第3号、伊仙町教育委員の選任について同意を求める件について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから同意第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第3号について採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、同意第3号、伊仙町教育委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

これから同意第4号、伊仙町教育委員の選任について同意を求める件について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから同意第4号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから同意第4号について採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（常 隆之君）

起立多数です。したがって、同意第4号、伊仙町教育委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時03分

○議長（常 隆之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 日程第22 一般質問

○議長（常 隆之君）

日程第22 一般質問を行います。

琉 理人君の一般質問を許します。

○11番（琉 理人君）

こんにちは。町民の皆様初め、また本日は樟南第二高の学生の皆さんが傍聴に来ております。

どうぞよろしく願います。

11番、琉 理人でございます。平成25年度第4回定例会において、ただいま一般質問の許可がありましたので、通告書に従いまして、順次質問をいたします。答弁者の明快なる答弁を願います。

まず、質問に入る前に、皆様方もご承知のとおり、今月5日、12月5日、世界の自由と正義の象徴、元南アフリカ大統領ネルソンマンデラ氏が95歳でお亡くなりになりました。

心から哀悼の意を申し上げますとともに、ご冥福をお祈りいたします。

マンデラ大統領は非暴力と和解の実現を礎に新生南アフリカをつくり、怒りから融和へ、許しの心で和解する実行力は、まさに自由と正義、そして平和のメッセージは全世界の国民の心に届いているのではないのでしょうか。私事で大変恐縮ではございますが、マンデラ氏が27年間の牢獄生活から釈放された1990年2月11日から半年後の10月27日から11月1日の5日間来日をされております。10月30日に大阪でお会いする機会がありました。当時は反アパルトヘイト、人種隔離政策反対運動のリーダーとして、南アフリカの内戦で弾圧の人生を27年間牢獄生活を耐えた運動家というイメージでしたが、その後の獄中での人間としての魂の哲学、人間がともに幸せになるには、まず相手の心を理解すること。自由と正義を勝ち取るには、相手を許す心と怒りと憎しみを超えて融和することが大事であるというマンデラ氏の哲学に心打たれました。その後のマンデラ氏の虹の国新生南アフリカ建設に向けての活動はすばらしく、大きく学ぶところでありました。何事でも大きな決断をするときは、また相手を変えるには、自分の心をまず磨き、相手の心を理解するマンデラ氏の哲学と、また私たち伊仙町の大先輩、復帰の父、泉芳郎先生の非暴力、忍耐と不屈の勇氣と情熱を人生の教訓にする決意でございます。これからの伊仙町の久保明町長の進める「輝く未来へ、さらなる前進と実現力」の政策推進に議会議員として、誇りと勇氣を持ち、久保町政のチェック機関として厳しく捉え、対話と融和の精神で、伊仙町のさらなる発展のために、14名の議員とともに頑張る決意で一般質問を行います。

本日の定例会の冒頭に久保町長の4期目の所信表明がありました。「輝く未来へ、さらなる前進、実現力」をスローガンに、具体的には、再び人口増加、また農業生産50億を政策目標に100項目の約束を上げました。私は毎日、この久保町長が提言をしましたマニフェスト100というのを毎日持ち歩いております。

本日は、農業政策、経済政策、教育政策、長寿・福祉について、このマニフェストから質問をいたしたいと思います。

それでは、まず第1項目に、農業政策についてお伺いをいたします。

基幹作物のサトウキビとバレイショは、また、畜産振興においては、久保町政4期目に具体策はあるのか、質問をいたします。

次に、有機農業の普及と島内自給率を向上させる具体策もあわせて、お示しいただきたいと思っております。

次に、経済政策について、企業誘致について、今、町がAコープ進出に伴い、町商工会との共同プロジェクトを支援するとマニフェストにもありますが、具体的にどのような支援をするのか、質

問をいたします。

次に、教育行政について、子育て支援として、幼稚園の預かり保育の現状や小中高の連携を一層充実に学力向上を目指しておりますが、こういった連携がとれるのか、具体的に示していただきたいと思います。

次に、伝統文化継承として、島唄や闘牛文化について子供たちに継承していますが、闘牛文化の健全な継承について、牛の飼育現状を教員がどれだけ把握しているのか、教育長のほうに質問をいたします。

続きまして、健康・長寿・福祉について、高齢者の生きがいづくりや心の健康づくり支援、また、ストレス解消対策などを進めておりますが、これも具体的にどのようにされるのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、ダイエットアイランドプロジェクト事業の推進で、健康・長寿の町を発信して、産業振興につなげる予定としておりますが、これも具体的にどのような内容なのか、お示しいただきたいと思います。

1 回目の質問終わりました、あとは自席で行いたいと思います。

○町長（大久保明君）

琉議員の質問にお答えいたします。

今日は、樟南第二高の生徒さんの方々、傍聴来ていただきまして感謝申し上げます。

冒頭に、ネルソンマンデラさんの死について、琉議員がお会いしたということは、本当にびっくりいたしました。私も最近ちょっとメモをしますけれども、いろんな語録の中で、これ、ちょっと質問と関係ありませんけれども、「人を許す心が最高の武器である」という名言ですね。

それから大統領になって、白人のスタッフが戦々恐々とする中で、「新しい国をつくるために協力してほしい」という言葉で、白人の方々には心強くして国ができたと思います。

それから「私の道のりは、まだ終わってない」ということです。これはオバマ大統領もそのようなことを申し上げておりました。いろんな人種の偏見を取り除くというのは簡単にはできないけれども、徐々にそのような道に向かっていかなければいけないと思います。

農業政策につきましては、4 期目の具体的な政策ということでもありますけれども、基本的にはサトウキビの面積の問題などを考えてみた場合、農業生産額を増やしていくために基本的には面積を維持すると。しかし、本土のいろんな農業振興が進んでいる自治体は、土地利用、これは一つの土地で年2.5品目をつくるのがほぼ常識の時代の中で、サトウキビの面積が適正な面積をして、あとはさらに他の作物の増強を図っていくことが重要であると思います。ダムができて、かん水が徳之島全体の5,000haに水が全ていけば、この反収アップは歴然として拡大すると思います。

バレイショに関しましては、今年は出荷調整に、県内で調整がうまくいかない中で過去にない暴落をしました。そのために出荷調整ができるような形での保冷庫を今JA徳之島のほうで計画をしています。そのことで、ブランド化になって価格の安定が維持できるんじゃないかと思っております。

す。

畜産に関しましては、全国的な畜産農家の減少は、島内においても、伊仙町において、この数年間顕著な形になっております。そういった高齢化の問題などを解決するために、また飼料のコスト低減のために、徳之島町が今計画してるTMRの研究、そして農家の高齢者の方々が団地をつくって牛を管理できるようなこととか、キャトルセンターなどは今後検討していく必要があると思います。経済課長のほうから、また補足をして説明をしていただきたいと思います。

経済対策について、Aコープ誘致の説明会のときに、これは商工会のほうから提言がございましたので、Aコープをテナントとして商工会等が利用できるかとか、それから駐車場の共有した形にできないかなど、いろんな前向きな提言もございました。そのようなことがAコープ会社と話し合いの中で結論が出た場合には、ある程度の支援はしていかなければいけないと思っております。

この役場職員を増やす考えは、それは、後でまた質問してください。

教育行政については、教育委員会のほうで説明をしていただきます。

健康・長寿につきましては、まずは保健福祉課長のほうに質問、答弁していただきます。

ダイエットアイランド構想につきましても、担当課長のほうから説明をしていただきます。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

町長、農業政策の2番の有機農業の普及と島内の自給率の向上させる具体策。

○町長（大久保明君）

これは経済課長のほうに答弁をしていただきます。

○経済課長（樺山 誠君）

琉議員のご質問に対しまして、お答えをいたします。

基幹作物であるサトウキビ、バレイショ、また、畜産振興について、大久保町政4期目に具体策はあるのかというご質問でございますけれども、本町の農業は、サトウキビ、輸送野菜、畜産が3つの柱となっております。その中で、サトウキビ並びに輸送野菜の振興に関しましては、まず農業の基本である土壌診断による土づくりをさらに進めてまいりたいと。これによって、反収の向上と、あるいは面積、栽培面積の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

あと、サトウキビに関しましても、いろんな問題が山積しております。まずは交付金が適正であるかどうかという問題、あるいは収穫におけるハーベスタの台数が年々減少傾向にありますので、この辺も含めながら、リース事業等導入して、ハーベスタの収穫機械の確保に取り組んでまいりたいと思っております。

あと、面積の確保に関しましては、国の基金事業が平成25年度で単年度限りということでございますけれども、現在、我々関係機関一体となりまして、再度更新をしていただきたいと思います、基金事業をもう2年ぐらい継続していただきたいと思いますということで、関係機関一体となりまして、国のほうに要望をしてるところでございます。

野菜、特にバレイショにおいては、昨年度の価格暴落ということで、農家の皆さん大変な痛手を受けてるところでございますけども、平成27年度においては、保冷库の整備等実施をしながら、出荷調整ができるような施設をつくってまいりたいというふうに、今、県のほうともしっかり話を進めてるところでございます。

あと、青果物の安定基金の継続ということで、この青果物の安定基金もトン数を増やすと、掛金を増やすという方向で進めてるところと、あと小型トラクター、植えつけから収穫までできる小型トラクターの導入だとか、その辺を今事業の中に盛り込んでいくということで、26年度に実施をする予定でいるところでございます。

あと、畜産の振興におきましては、町有牛の貸し付けが平成25年度は貸し付けを行ってなかったわけですが、26年度からもう一度再開をいたしまして、農家の畜産の増頭、あるいは、今、価格がいい状況でございますので、拍車をかけてまいりたいというふうに考えております。

なお、これまで一次産業に限定されてた農作物の栽培と販売を加工販売をすることによって6次産業化の道筋を立てる方向と、あるいは、より収益性の高い農業を目指してまいりたいと思っております。

2番目に、有機農業の普及と島内自給率を向上させる具体策を示せということでございますけども、有機農業の普及に関しましては、慣行栽培、慣行栽培との差別化を図ることは、売り場のほうでつけなきゃいけないと。売り場で図ることで、消費者へ有機栽培作物の選択肢を与えるために、直売所百菜において、有機栽培コーナーなどを設置して、推進してまいりたいと思っております。

また、有機資源の循環を促すために畜産農家から出る牛ふんの利活用を推進するために、担い手農家や認定農家を中心に堆肥づくり講習会や町堆肥センターのさらなる品質向上、生産量の向上を図るために老朽化した設備の更新等も実施をしていく予定でございます。

あと、最後の健康・長寿・福祉についてに関しまして、2番目のダイエットアイランドプロジェクト事業の推進で、健康・長寿の町を発信して、産業振興につなげる予定とされていますが、具体的な内容を示せという質問についてでございますけども、平成24年に実施いたしましたダイエットアイランドツアーの結果、島内食材の機能性の高さへの関心が非常に高いことがわかってまいりました。また、島内食材を使ったレシピに対する需要も高く、今年度は3町の保健福祉課、企画課、農政担当課で歩調を合わせて実施していく中で、宿泊関係者や飲食業者の関与を深めてまいりたいと思っております。それにより、継続的に島内農産物が売買され、消費者へ提供される方向に向かいつつあるのが現在の状況でございます。

また、ダイエットアイランドツアーも含めた農村交流の事業をさらに推進することで、民泊事業者の参入を促し、新たな地域産業の創出につなげてまいりたいと思っております。

○企画課長補佐（明 勝良君）

それでは、ただいまの琉議員の質問に対しまして、補足説明をさせていただきたいと思っております。

皆さんもご承知のとおり、Aコープ伊仙店進出が決定いたしておりますが、このAコープの出店につきましては、本町の買い物客の町外流出を食いとめる好機と捉えております。

現在でも商工会等につきましては、プレミアム商品券の発行や、また買い物弱者等の対策等の支援をいたしておりますが、今後につきましても、モール等の構想など、商工会並びにスタンプ会等の提案に基づきまして、共存のできる形の中で、買い物客のニーズにお答えできるよう、今後対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○教育長（茂岡 勲君）

それでは、教育行政についてお答えしたいと思います。まず質問を一応みんなに共有するために、こういうことでありました。子育て支援として、幼稚園の預かり保育の現状や小中高の連携を一層充実させて、学力向上を目指しておりますが、どういった連携がとれるのか、具体的に示さないとい、こういうことですが。

まず1番目、預かり保育の現状ですが、預かり保育は平成22年9月1日から実施されました。

現在、伊仙幼稚園が21名おりますが、その中で預かり保育をしているのは12名、21名中12名ですね。それから面縄幼稚園が28名中預かり保育が22名、犬田布幼稚園が9名中預かり保育が7名、計31名の子供たちの子育てをしているという現状であります。失礼しました。41でした。そうですね。

それでは小中高の連携につきましてですが、特に幼稚園、小学校、中学校の連携を中心に進めています。それは、まずは義務教育における接続がうまくいけば、子供の保護者も進学への不安がなくなり、安心して学業に専念できると考えるからです。俗に言う、いわゆる中1ギャップを中1チャンスに変えようということでもあります。現在、各中学校校区、東部、中部、西部と分かれています。その中で中学校を拠点校として、面縄中、そして伊仙中、そして犬田布中を拠点校として、幼稚園、小学校、中学校の地域の実態を考慮しながら実施しております。内容としては、年間二、三回、各中学校校区ごとに集まって授業参観、お互いに授業参観をして、授業研究、そして、その他の連絡事項等を6年生が集まっておりますが、その中でも特に幼稚園から中学校までのしつけや家庭学習の仕方がわかるように生活のしおりを各中学校ごとに作成するなど、多岐にわたっております。回を重ねるごとに充実しておりますが、11月に面縄、東部でありましたが、そのときは小学校5年生から出しておりました。それから給食も一緒にしてやることによって、お互いに顔見知りになる。そういう利点があるのを私も行って見て、本当に素晴らしい小中の連携をしているなと思いました。このことについては、もちろん中部、西部も同じように進めていきますが、それぞれ今度の台風などで、元気にいろいろなったのもありますが、ぜひ、これは、小中、幼稚園、小学校、中学校の連携をとりながら、そしてやることで学力向上につながると、そういうふうに私たちは考えております。いわゆる中1ギャップを中1チャンスに変えよう。なぜかと言いますと、学校が変わると、私たちは、自分たちは余り感じないかもしれませんが、後ろにおる高校生などは、特に小学校から中学校に上がる時にいろんな心配事があったと思うんですが、それをなるべくなくし

ていくことが学力向上につながるという捉え方を私たちはしております。

それから中学校と高校の連携につきましては、生徒指導連絡会、特別支援連絡部会、学校見学会の参加、あるいは英語暗唱弁論大会の講師招聘など、多岐にわたっています。今後もなお一層情報交換を行いつつ、この学力向上につなげていけたらなど、こういうふうにして教育行政を進めております。

次に、伝統文化を継承して、島唄や闘牛文化について子供たちに継承していますが、闘牛文化の健全な継承について、あるいは牛の飼育状況を教職員がどれだけ把握しているのかと。

こういう質問についてお答えします。

伝統文化継承は何事にも変えられないということで、島唄や闘牛文化に取り組んでおりますが、平成24年、去年の9月に町内各小中学校の校長を初め徳之島高校、あるいは樟南第二高校にもアンケートを配布し、闘牛文化のよさと今後注意することなどを収集しております。

その中に、やはり、牛小屋のついては生徒指導のよさ、プラス面と、プラス面は、例えば、動物愛護の精神とか、あるいは集落の誇りとか、あるいはまとまりとか、団結とか、そういうプラス面があるわけですが、マイナス面として、飲酒、喫煙、かけごと、こういうことのマイナス面も各学校の校長さん方は心配をしております。そのことについて、私たちは常に各地域の牛の飼育状況については、積極的に各学校で情報収集は努めております。それと同時に牛の飼育場所において何か情報が入りますと、各学校は巡回指導を行ったり、あるいは児童や保護者への注意を促しているのも事実でございます。全てよいことばかりではない。だけど、今後、私たちは指導をしながら、そして、この闘牛文化あるいは島唄の持つよさをどのように伝えていくかということについて、今後、教育委員会と各学校と連携を図りながら、子供たちに闘牛文化のよさを十分に伝えていきたいと、このように思います。

それと闘牛の安全性あるいは生徒指導上の問題も一つ一つ解決しながら、徳之島の闘牛文化を守り育てていかなければいけないと、このように考えておるところです。

以上です。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、琉議員の健康・長寿・福祉における高齢者の生涯づくり対策や心健康づくり支援、またストレス解消対策などを進めていますが、具体的にどのようにされているかということでありませう。

まず、2つに分けてお答えしたいと思います。

伊仙町の地域包括支援センターと社会福祉協議会、各施設の取り組み状況。もう1つは保健センターの活動状況について、ご説明いたします。

伊仙町地域包括支援センター、社協施設においては、元気な高齢者を目指して、社会福祉協議会の委託事業としての介護予防事業として、地域サロンや地域の自主性を活用した地域支え合い事業、元気はつらつ事業の推進及び養護老人ホームへの健康づくり教室、これは「いっちもーれ教室」と

言いますけども、ほーらい館での「うりた、わっきゃ」教室等を委託しており、地域包括支援センターからの職員を派遣しております。

また、平成24年9月から開始しております高齢者元気度アップ事業が好評で、健康づくりからボランティアと活動範囲が広がっており、交流や生きがいがいづくりにつながっております。

また、今年は県の補助金をいただきまして、これは筋膜マッサージなんですけれども、後期高齢者、特に後期高齢者の健康づくりを目指しての事業でありました。この中で結果的に、腕が上がらなかったのが教室終了後は上がるようになった。いらいらがなくなった。腰痛出るとか言わなくなったということで、この筋膜マッサージの効果が絶大にありまして、35名受講していただきました。この方たちが地域に、この運動をおろしていければと考えております。

もう1つ、保健センターの事業活動を申し上げます。

まず、1点目の生きがいがいづくりとして、地域支え合い事業を活用し、集落における健康教室として、子供から高齢者までの運動や健康づくりを支援する教室「遊ばーデイ」を推進中です。

この推進に向け、ボランティア養成講座を25年7月から12月まで推進中で、12月終了後は、の後は、1月より、集落での取り組みの支援を行っていただく計画であります。65歳以上の方も多く、元気高齢者として地域づくりに参画し、生きがいを持ってまちづくりを応援していただけるよう、長寿子宝まちづくり応援団として活躍いただく計画であります。5回教室で、約40名ほどが参加されております。

2番目の健康づくりの支援及びストレス解消対策としての活動ですけれども、地域自殺対策緊急強化事業を活用し、うつ対策及び自殺予防対策として、厚生連健診時にうつ予防問診票、SVSでありますけれども、これを74歳までの特定健診対象者にとり、ハイリスク者をフォロー、支援しています。心の健康づくり講演会を開催し、町民に広報するだけでなく、気になる方には講演会を案内したり、電話相談や訪問などでフォローを行い、必要な方には臨床心理士による個別相談会を年に2回ほど実施しております。さらに、月1回の健康相談だけでなく、心の健康相談専用電話、これを保健センターの中にありますけれども、ちなみに86局の4949ということですが、この専用電話を設置し、随時対応しております。9月に自殺対策予防週間でのキャンペーン、また3月の自殺予防強化月間など、関係機関と連携して対策を行っております。

以上です。

○11番（琉 理人君）

先ほど質問の中に、経済政策の第2点に、若者と女性の雇用創出のために企業誘致を積極的に進めていますが、ワークシェアリングを活用し、役場職員を増やす考えはないのかというのが漏れておりましたので、改めて質問をいたしたいと思います。

○町長（大久保明君）

企業誘致を進め、そして、今、樟南高校の生徒さんたちも島で働けるような雇用の場をつくっていくことが、我々最大の目的だと思っています。ワークシェアリングを活用して、役場職員を増や

す考えはないかということでございます。確かに、伊仙町議会が姫島村を視察して、今、姫島村の取り組みがいろんな地方自治体のほうから評価をされております。これは職員の数を増やして、そのかわり給料は減らして、ただ、勤務時間も減らして、その残った時間を農業などに携わっていくということでもあります。今、自治体が大変な状況になってるのは、人口が減ってきて、職員もどんどん減ってきた中で、地域の雇用がますます少なくなっていく中で、伊仙町も県の計画の中で130人まで減らしていくという計画でしたけれども、これでは町の雇用の場がますます失われるという形で、条例上、今150人でありますけれども、何とか役場が雇用の場でなければならないということは基本的なことですので、今後条例を変更するとか、そういうことではなくて、150人の中において雇用を進めていくと。そのかわり、人件費の圧迫がないような形での対応を研究していくことが重要だと思っております。

○11番（琉 理人君）

それでは、2回目の質問を自席におきまして一答一問で行ってまいりたいと思います。

まず、農業政策の基幹作物のサトウキビ、バレイショ、畜産振興についてということで質問をいたしました。先ほどの経済課長の答弁では、サトウキビ、バレイショにおいては、まずは基本は土づくりであるということで、まさに土づくりと、また、サトウキビの面積確保ということでございますが、今、農家においては、バレイショの値段がいいときにはバレイショに偏ったりとか、バレイショの値段が悪くなると、サトウキビを増やしたという形で、農家に対する指導がどこまでなされているのか、やはり、地域によってはバレイショが風害とか、また、いろんな病気等にもならない地域とか、そういったところを逆に指定してあげて、この地域はバレイショ、また、山間部のその土壌にもよりますが、赤土バレイショを出荷産地としてやっておりますので、そういったあたりを、またその土によってはサトウキビを奨励するという形で、産地指定を行っていくという考えなどはないものか、お伺いをします。

○経済課長（樺山 誠君）

今の質問ですけれども、伊仙町内に2,400haの、約2,430haの農地があるんですけども、その中で1,200haがサトウキビの現在の植えつけ面積でございます。あと大体500ha程度がバレイショの面積だと。あと、飼料作物として400haぐらい入っております。あと、農地ですから、牛舎建てたりだとか、あるいは牛の運動場があったりとか、そういうことで、あとの面積は費やされているんですけども、今現在、我々、この作物の栽培をどの地域ではどれがいいですよという形で指定をしていこうという動きが二、三年前に確かにございました。これに関しましては、計画的な農産物の出荷という中で、そういうことを実施をしたんですけども、なかなか非常に厳しい状況であると。

その一つがバレイショの赤土バレイショを出荷するんですけども、今、山手側で使われてる、ジャガレのほうで栽培された物はE級品として扱ったりだとか、そういうことをしているんですけど、なかなか浸透しないのが事実でございます。ですんで、我々といたしましては、農家に選択肢を与えなきゃいけないということと、あと、多品目栽培ということを目指してやっているのが、栽培暦

の発行しています。昨年度、栽培暦の発行をいたしまして、また、これに関して、もうちょっと精査をして、この栽培暦も再発行という形でやってまいりたいと思うんですけども、選択肢の提供はできるんですけども、あなたの地域は何々しか植えれないんですよという指定はなかなか難しく、現在されてないのが現状でございます。

○11番（琉 理人君）

栽培産地指定ということは、やっぱり、地域によっては、西部地区の風当たりの強いところは、バレイショを植えると冬場の北風による風害に、また、これに対応する策として、防風ネットの利用ということであるんですが、東部あたりの冬場でも風の当たらない地域では、そうしたバレイショの産地とか、他の作物を、風に強い冬場の作物をまた選択して奨励をするとか、いろんな対策があると思うんですが、これは4期目に向けてのいろいろなマニフェストによるこれからの計画でございますので、こういった計画も、またしていける考えはないのか、またお伺いをいたします。

○経済課長（樺山 誠君）

今のご質問でございますけども、新規作物と言われるボタンボウフウ等に関しましては、こういうところに育ててくださいよと。結局、風が当たる潮風にさらされる場所に、海岸に近い場所に育ててくださいということで進行してるところでございますけども、あと、西部地区におけるバレイショの栽培も防風ネットを利用ということじゃなくて、最近はサトウキビを利用した防風措置ということが今進んでるようでございます。

あと、生姜に関しましても、水がある地域を求めて、スプリンクラーの設置をされてる地域で、サトウキビを3畝ぐらい植えた形で防風措置をしてるというような状況でございますけども、この辺に関しては、農家さんのほうがしっかり自分の地域でつくれる物をしっかり見極めてるような状況でございますので、我々がどこで、この地域ではこれをつくらないほうがいいのかということじゃなくて、この収益を考えていきますと、農家さんのほうで自発的に考えていかれたほうが非常によろしいんじゃないかなとは思っております。

○11番（琉 理人君）

わかりました。また、このサトウキビ、バレイショ、また畜産の飼料畑の面積の分担、そうした中で、まず農家が、今、高齢化に伴って労働力が少なくなってる中で、これからは農業においては機械化ということですが、これまでの議会でも質問がありましたが、そうした農業機械の導入については、今後役場が率先して補助をしていく考えはあるのか、お伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

サトウキビあるいはバレイショに関しまして、サトウキビに関しましては、県単事業の中で、作業機械の導入だとか常時やっているとございまして、今、バレイショの栽培に関しまして、5年程度、こういう農業機械の導入が実施をされてなかったという中で、26年度に鹿児島県の県単事業を利用して、10台程度、植えつけから堀り取りまでをできる体型の機械の導入を今計画しているところでございます。

○11番（琉 理人君）

過去においても、そうした補助での機械購入が農家の方々への大きな支援になっております。

また、その機械も老朽化と、また、そういった形で、これは年次年次、また、そういう導入を考えていかないと、農家がある程度はもうかって自給で買えるとは思いますが、また、そうした継続的な機械導入の補助をこれからもやっていただきたいと思います。

時間がございませんので、次へ進ませていただきたいと思います。

次の有機農業の普及と島内自給率という質問に対しましては、有機栽培の販売を百菜でやっているということで、農家の指導には十分していただいているものだと思っております。

また、そうした中で、島内の自給率、今、町長のマニフェストにも、日本の自給率、また鹿児島県の自給率、また島内での自給率が減っているという中で、この島内自給率を向上させるというマニフェストでございますので、やはり、農家の方々の自給率といいましても、島でございますので、大半以上が自給自足もできるのではないかと思いますのですが、また、そうした野菜等の畑を自給自足できない方に対する島内自給率の向上もちろんでございますが、実際に昔から受け継がれているあたり畑という、自分の食材は自分の庭先で野菜を育てて自給をしていく昔の風潮がありましたが、最近そういった若い世代でのそういう自給自足が少なくて、それがまた大きな経済、家庭の財政にもかかわっておりますので、こうした有機農法と島内自給率を進める上で、このあたり畑の推奨をどれだけ進めているのか、また、今後進めていく計画はあるのか。

○経済課長（樺山 誠君）

現在、徳之島の島内自給率と言われるものでございますけれども、自給率にはエネルギーベースの自給率という表現の仕方があるんですけども、このエネルギーベースでは、徳之島、砂糖をつくっている観点から、エネルギー非常に高い物をつくってるということで、100%以上の自給率があるんですね。しかし、一般の量的な自給率を申しますと、10%ないんじゃないかなと。

これはなぜかという、米が徳之島はほとんどつくられてない状況が一つは響いてるということと、畜産の子牛の生産地ではあるんですけども、徳之島の牛の肉がないというような状況もあります。

その中で、今、畜産の業界の中で、畜産振興の中で肥育という観点、結局は島内で食べる分の肥育と言うんでしょうか。そういうの議論も今やっと始まったばかりのところでございます。

こういうのもしっかり増やしながらやっていくということが、自給率の向上につながるのかなと思っております。

あと、家庭菜園に関しまして、天城町のほうでの施策といたしまして、1 a ぐらい。

ですから、1坪、1反じゃなくて、一畝ですね、一畝ぐらいのハウスの導入を天城町で今やっているんですけども、この天城町の目的は、ハウス栽培の研修を自分の家でしていきたいと。

あと、このハウス栽培の技術が向上すれば、今度大きなハウスを導入してって、ハウス栽培をしていくというような目的の中で、今、つくられているんですけども。

あのような事業も町と農家さんが負担をして、ああいう一畝ぐらいのハウスをつくっていくことも自給率の向上、野菜をつくるだとか、そういうもので自給率の向上につながるんじゃないかなと思って、今、注目をしてるところで、今、我々経済課の中で検討をしてる部門でございます。

○11番（琉 理人君）

今、私のほうから家庭菜園を通称島ではあたり畑ということで、このあたり畑を、名称を伊仙町のこうした売りという形ではできないものかということで、これは後に出てくるダイエツアイランドプロジェクトでの島内食材とも関係してきますので、この有機農法についての政策の中で、町長が島内自給率ということで、私はこうした、また家庭の中の財政を圧迫する食品についての自給率を各自のこうした昔からあるあたり畑を推奨して、町がまた奨励してはいけないものかということで質問しておりますが、今後こうした、ダイエツアイランドプロジェクト事業にも、その民泊では庭先にそうした野菜があつて、それを直接取って食べれるというふうな形であれば、また、そういうお客様もまた見えた形で安心安全ということで、また納得がいくのではないかとということで、このあたり畑の推奨はできないものかということでございます。これについて、また。

○経済課長（樺山 誠君）

今おっしゃったように、昨年のダイエツアイランドツアーのほうで、各農家さんのあたり畑、家庭菜園のほうで収穫作業等もしていただきました。その中で家庭菜園を見ますと、10種類から20種類ぐらいの野菜がつくられてるわけです。量的には少ないんですけど、そういう状況です。

その中で、このあたり畑の推奨の中で、どうやっていくかということで、今、経済課のほうでもんでるのが、このあたり畑の中にハウスあるいは平張り、網を張る方法、平張りハウス、その辺を設置しながら家庭菜園につくれないかという議論も進めてるところですので、これもまた、このダイエツアイランドツアーとしっかりかかわってきますし、その辺もまたしっかり進めてまいりたいと思っております。

○11番（琉 理人君）

それでは進めていただきたいと思います。

それでは次に移ります。2番目の経済政策について、企業誘致の件でございますが、町長が昨年度マルコの企業誘致をおっしゃいまして、それに伴いまして、島内の若者のまた島外に出ている若者もやはり職場の期待感が増えるということで、大きな期待をしておるところでございますが、現実には今Aコープがまず進出ということでございますので、Aコープ進出に関しましては、町内の商工会のほうからは誘致反対ということがありましたが、先ほどのこの説明会に商工会との共同プロジェクトを支援するということがありました。具体的に商工会との計画を、これはこちらのほうから提案という形ではございますが、例えば、今、Aコープの予定地、駐車場を町が提供して、本体はまた隣接地を買って計画をしてるようですが、その駐車場を中心に、また、あいた周りの町有地に町が、町が施設をつくるか、土地を提供して、そうした商工会のほうにも打診をして、そこへモール街の一堂に焦点を集めて、そこで買い物ができるような、そういうモール街の計画等のプロジェ

クトを進めていくとか、そういう考えはないのか、お伺いをします。

○町長（大久保明君）

今、全国的にコンパクトシティという形で、1カ所にいろんな施設を集中していくと。

そういうことが、高齢者が今地方都市にどんどん、県庁所在地などに集まってきているのは利便性が高いということでもありますけれども、そういう大規模なコンパクトシティということは不可能でもありますけれども、いろいろ駐車場の共同利用とか、そして商工会の方々が島でナンバー1のいろんな店を目指して、そして、いくということであれば、そういうことも可能であるかもしれないし、また、今現在ある場所で伊仙町は比較的土地があるわけで、駐車場も、ここでまた拡大していくということも重要であると思います。近接する町有地とそれから民間の土地の活用については、今、この前から申し上げたように、ニシムタさんと今協議中でございますけど、これはまだ決定はしていません。また、最近では伊仙町校区内で、エブリワンという店が来ることもほぼ決定したそうありますので、そういった形で、この町に多くの人たちの交流人口が増えていくというときに、商工会の方々と協議をしてやっていただきたいというのが、前回の商工会の方から出た意見でありますので、前向きに、商工会の方々が利益を得るような形の知恵を出していくことが大事ではないかと思えます。

以上です。

○11番（琉理人君）

マニフェストの企業誘致の欄に、Aコープ進出に伴う商工会との共同プロジェクトを推進しますと4期目に掲げてありますので、こうした商工会との、やはり、商工会の側の気持ちをよく理解するということが、まず肝心ではないかと思えますので、今回一般質問において取り上げてみました。

やはり、商工会、やはり地元の商店がもうかかっていかないことには地域の発展がございませんので、各、今行っているお店を中心に、また先ほど言った、そうしたモール街への出店もやりながら、地域とまたそうした中で頑張っていけるようAコープと商工会とのそうした共同プロジェクトを進めていただきたいと思えます。

次に、男女、若者と女性の雇用創出のための企業誘致を積極的にということ、先ほど町長からの回答もございました。ワークシェアリングということで、我々も姫島村を視察して、向こうでの視察結果においては、やはり、その町に住んでいる皆さんがともに大きな仕事をするには、そうした役場職員の給料を下げて、多くの職員でやって、同じ、格差をなくすという、そういったところで、ともに共存していくという形で。

これは北欧あたりでも、どんどん取り入れられておりますが、私は、これにつきましても提言をさせていただきたいのは、まず、この伊仙町の経済状況を見ますと、公務員は安定をした給料、また生活ができるという形、また町民においては、農業においては、台風とか、災害とかいう中で不安定な、お互いの所得の格差が余りにも大きいのではないかということで、このワークシェアリ

ングをこれから進めていく中で、我々議会もそうした中では、この定数の問題も定数を減らす、または報酬を減らすという中で、この町全体の財政難にも、また取り組むこと。

また、そうした中で、役場職員も、またワークシェアリングというのを勉強していきますと。

企業誘致で職場を今確保しようという形ですが、役場職員においては、ずっと臨時職員がおります。また、その臨時職員と職員の報酬に、給料においても所得の差が大きな差がございます。

ここら辺も、これはすぐすぐということではできませんが、これから何年かかけて、そういう形で、この伊仙町だけは所得格差のない町。

また、そういう中で地域の方々の所得を上げていくにも、何か打策がなければいけないということで、このワークシェアリングを中心にして、この公務員と農家の所得を少なくするためにも、また、この企業誘致におきましても、伊仙町はこうした人件費が全国から見れば安いという形であれば、今、企業も外国まで、そうした賃金の安いところを探して外国進出する時代でありますので、今、時代とは逆行するかもしれませんが、今給料を上げる、また雇用、定年を延ばすという形で国の政策はありますが、また、そうした中で発想の逆転と申しますか、この伊仙町においては人件費が安い。その中でも我々はこの島に生まれて、この伊仙町に生まれて、生まれたところには土地もあり、家もあるということで、これを都会へ行けば、それには土地を借り、家を借り、そうした形で生活費の中にそういうかかる金が上がりますので、給料は高いほうがいい。生活を安定させるためにはという考えになりますが、この伊仙町内に生まれた我々にとっては土地も家もある。

例外として借りている人もおりますが、多くの方々がこの島で生まれ、島で育っている家では、こうしたことを理解して、そういう島で生まれたという、また土地がある、また家があるというところを、この財政、家庭の中においても、それを引けば、その所得が下がっても生活はできるという考えがなれば、こうした政策を進めていく中で、伊仙町は賃金の格差が少なく、また全国から比べてみれば賃金が安い中でも町民は幸せであると。また、そういう形であれば、企業誘致も、伊仙町のそうした賃金の安いところへ、企業もどんどん誘致しやすい。また、そういう中で雇用も生まれてくる。人口流出の歯どめ、また増加に向けてもという政策ができないのか。また、この企業誘致も、また教育の中でも、そうした島で生まれた、また島を愛するという教育を進めて、進学にしても、これから先は高校卒業すれば、ほとんどが大学進学ということ、また専門学校ということになります。そこら辺もこれからの大きな夢としましては、この島に大学の分校を誘致して、これだけ人口があって、これだけこの島で生活をしたいということであれば、また、県、国へ、こうした要望等も行って、この島で何でもできるという状況であるということまで、また説明をしないと、このワークシェアリングの件がなかなか進みませんので、少し時間をとりましたが、こういうことをこれから、また、いろんな勉強をして、このワークシェアリングも考えた中で職員を増やしたりと、我々まず身の、自分らの報酬が下げるに当たっては、大きな島の発展につながることであれば、幾らか下げてもいけるという、町の公務員の方々の気持ちをこうした中でワークシェアリング導入ということを考えていく中で勉強していかないとならないということで、こういう質問をし

てるところですが、これに関しては、また次の議会でまた論議をさせていただきたいと思いますが、また、こうした考えに対して、町長はどのような考えを持っているのか、お示しさせていただきたいと思っています。

○町長（大久保明君）

先般、少子化担当大臣が来たときに、伊仙町の町民所得は137万前後であります。

鹿児島県が180万ぐらい。日本全国が240万前後、都会のほうはですね。これだけ100万近い所得差があるのに、どうして出生率が高いかというのは、それは先ほど今議員が申したように、地域で子供を育てていくわけですから、子育て支援、保育料の無料化は当然必要ですけれども、ある程度、家もある。

土地もあると。親、じいさん、ばあさんがおるということが子供がたくさん育っていける大きな要因であります。

今回、企業誘致でしたときの日本マルコさんの人件費は、家賃も入れて28万というふうに提言されて、これは初任給がそれだけということは破格の値段であります。また、女性の高級物の会社は中国の企業、中国に進出してましたけれども、人件費がだんだん上がってきたということで、日本の田舎とほとんど変わらなくなってきたということなどを考えていたら、企業も田舎に来れば都会よりもかなり、7割、7割か、6割ぐらいの人件費でも維持できるんじゃないかというふうにも思います。そういうことなども、また提案しながら企業誘致を進めていきます。

海士町とか、いろんな四国にICT企業が来たりしてるのは、その社長の哲学ですね。

やはり静かなところでいろんな企業をやっていけると。今、情報化の時代では、そういうことが十分可能であるというふうですから、日本マルコの社長も、日本の僻地のために、日本の企業は、国益を守るのであれば、日本の、外国に行くんじゃなくて、日本に工場をつくるべきだという考え方持っているわけですから、要するに、海士町とか、四国のいろんな町は徹底して営業をしたわけですね。この島に来れば、この村に来れば、皆さん方若い人たちが伸び伸びとその能力を發揮していきますよと。主体的にやっていきますよということを説明したわけでありますので、そういうふうな説明をしていくと。今、海士町には一橋大学が来て講義を開くようにまできているわけですから、決して、大学の講座は情報化の時代ですから、ここにサテライト教室を置いて授業をすることも十分可能な中で、そのような考えは正しい方向だと思っています。

ただ、今、急激に姫島村のような、ラスパイレスが6割前後ということは、これは急激にはできません。ただし、今でさえ伊仙町の職員は、ラスパイレス指数は県下で最も低い状況の中で忍耐強く我慢してもらっているわけですから、そういうふうな社会ということが理想的な社会であると思います。ただ、やはり、伊仙町の町民所得、現実には、バレイショ等の所得申告をした場合、170万円前後にまで上がったときもあるわけですから、そういうことも含めていくと、何よりもその地域行ってみたいと若者に思わせるような、出身者に思わせるような、豊かな、心の豊かなまちづくり。みんなが例えば交流を深めていくとか、あの島に行けば長生きできると、生きがい求めてい

くことができるというふうなことを生み出していくことが、その島に、この町に来る最も重要な要因であると思います。ですから、自然遺産になったときに、私が文化の力と申しましたのは、闘牛文化でも、島の八月踊り、いろんな伝統文化、島唄は都会から多くの方がその魅力に取りつかれてやってくる時代が間違いなく来ます。そのときに、その人たちがもう1回この島に来て、ああ、徳之島いい島だと思ってこれのような体制をつくっていくことが重要だと思っておりますので、今後とも議論していきたいと思っております。

○議長（常 隆之君）

質問の内容を簡明に、一問一答制でありますので、よろしく申し上げます。

○11番（琉 理人君）

それでは、今の町長の答えて、やはり、若者が安心して、また活力を持ってできる町ということで、つくりたいということでございますので、頑張ってくださいと思います。

次に、教育行政について、子育て支援の中での、学力向上が、やはり、このゆとり教育が進んだ中で、学力向上が低迷をしてるのではないかとかいう声がありますが、学力向上について、先ほどの教育長の答えており、また、これにつきましても一所懸命取り組んでいければありがたいと思います。

次に、伝統文化継承につきましては、教職員の中には、先ほど教育長がお答えいたしましたように、闘牛文化の継承においては飼育小屋、この現状を全教員が実際に見て、ことがあるのか、そこら辺を実際に聞いてみたいんですが、そういうアンケートとかはやっておりませんか。

○教育長（茂岡 勲君）

琉議員の質問にお答えします。

一応、問題があったところには、すぐ行くようにしておりますが、一応、この前、去年の各校長先生方にとったように、9月ですね、1年前とったんですが、そのときにいろんな心配事があるというようなことは事実ありました。だから、こういうプラス面とこういうマイナス面がありますよということについては、私たちも承知しておりますが、どこどこに地図を、そこまではしてないんですが、例えばA校ですと、どここの牛小屋がたまり場になる可能性があるということは、私たち学校職員も把握しております。

以上です。

○11番（琉 理人君）

この質問を行ったのは、やはり、伝統文化発祥施設ということで、徳之島なくさみ館が立派に完成をして、その中でも伝統文化の闘牛、実際にこのなくさみ館は全国から集まる、お客さんが集まるほどの立派な施設の闘牛場でございますので、その闘牛場の活用をこれからしていく中では、子供たちにもこの闘牛を文化の継承という中で、これを具体的によりよく教育するためにも、そうした、いろんな非行の温床を拭い去るためにも、健全な教育ができるためにも、教員が実際に行って、目で見て、またそれを体験をすることでしていただかないと、これが過去のいろんな、いい伝

統はいい伝統なんですけど、また、その中では、いろんな、そうした非行の温床と言われるのも悪い伝統が残っておりますので、そういったのを変遷する闘牛という形でも、教育委員会のほうで、これを実施していただきたいということでございます。

○教育長（茂岡 勲君）

学校には総合的な学習の時間というのがございます。何時間かありますが、その中を利用して、闘牛のよさとか、あるいは、こういうのを気をつけていけばいいというようなことを各学校では先生方から指導を受けております。

それと、なくさみ館が昨年できましたが、11月30日でしたか、「徳之島伝統芸能文化発信施設」というのが正式な名称のようですが、そのときに労連主催の芸能大会がありました。

そのときに徳之島町、天城町も参加して、闘牛だけじゃなくて、伝統文化発信施設として、目手久のなくさみ館は利用しております。

以上です。

○11番（琉 理人君）

この建物を立派な物ができておりますので、また、これについても、こうした伝統文化の闘牛も健全な継承をするためには、教育現場からも指導していただくという形でしていただきたいと思っております。

続きまして、健康・長寿・福祉について、高齢者の生きがいがづくりや心の健康づくり支援、またストレス解消ということで、先ほど保健福祉課長から答弁がございました。やはり、こうした対応策を、全体を含めて年に何回かやっているということですが、こうしたいい形の対応策はもっと増やせないのか、これをということで、増やせる計画はないのか、お伺いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

事業の種別によって、いろんなのを一応情報を仕入れてとっております。財源伴いますので、その中で効率の、補助率のあるやつを探して、今、現在進めてはおります。その一つの中で、地域の支え合い事業ということで、去年1年間だけだったんですけども、今年また、さらに、地域の支え合い事業ということで、生活館のトイレ改修とか、そういったことを進めております。

その中で、また発展させて、後期高齢者の生き生き教室とか、そういったのを事業をどんどん、どんどん取り入れて、その中で、あと、人づくりをしておいて、その人が地域で還元できるような体制づくりも必要だと認識しております。

私たちも、高齢化に伴って国からいろんな情報があるわけですので、その中取り入れることができる事業を探しながら、健康づくりとか、そういったメニューを増やしていくことはもちろん私たち行政の役目ですので、さらに知恵を絞って取り入れていきたいと思っております。

○11番（琉 理人君）

どんどん増やして、やはり、健康・長寿、子宝の島、町、伊仙町ということで、どんどん推進していただきたいと思っております。

続きまして、最後になります。ダイエツアイランドプロジェクト事業、先ほども関連をしまして、この質疑に入りましたが、この計画もこれから増やしていくということでありますが、今、この事業は伊仙町単独でやっているのか、この全体3町、またそうした流れで取り組んでいく考えはないのか、お伺いします。

○経済課長（樺山 誠君）

24年度においては、伊仙町単独で実施をしました。その中で反省点といたしまして、徳之島全体に広げなきゃ意味がないということになりまして、今年度、25年度の実施が、このツアーの実施が平成26年2月25日から3月3日までの期間ツアーを実施していくんですけども、このツアーの実施期間だけじゃなくて、いろんな人たちに参加をしていただきたいということで、3町の保健福祉課あるいは企画課、農政担当課が、このツアーの企画から立案まで、今取りかかっているところでございます。

その中で、行政だけが取り組めばいいかということでございますけども、この行政の取り組みは、行政においては、でだけじゃなくて、民間の宿泊事業者だとか、あるいは外食産業の事業者だとか、そういう人たちにも、このメニューの大切さを教えながら、一緒に25年度においては取り組んでいきたいと思っているところです。

あと、26年度においては、徳之島地域営農推進本部というのがあるんですけども、これはどういう組織かと申しますと、徳之島全体の農業振興にかかわっている人たちの関係機関が集まっている組織でございますけども、この中で、このダイエツアイランドだとか、あるいは農泊だとか、その辺もしっかり取り組んでいこうということで協議を進めているところです。

今現在、チラシ等もでき上がって、今年の募集にかかるところでございます。

以上です。

○11番（琉 理人君）

大久保町長の100、マニフェスト100ということでございました。私は、これを一つ一つ数えてみましたら、101ございましたので、またプラス1をしていただきたいと思っております。

それから、先ほどから答弁をいただいた課長の皆様方も、大久保体制の4期目に職員が一丸となって頑張っていただけだと思っております。

また、本日の町長の所信表明で、議会は来月改選となりますが、伊仙町のさらなる発展のために政策を打ち出し、町民の代表としての人格を磨き、議会人としての誇りを持ち、信頼を勝ち取り、再選されることを期待してとありますが、私たちも来月の選挙には、この14名が再選をして、大久保町政のチェック機関として厳しく見据えて、また、対話と、先ほど言いました、対話と融和の精神で伊仙町発展のために14名の同士が再選をして、また4期目にも頑張りまいると思っております。

そういうことを伊仙町の発展のために、これで一般質問を終わります。

○議長（常 隆之君）

これで琉 理人君の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次の会議は12月12日午前10時から開きます。どうもお疲れさまでした。

散 会 午後 2時38分

平成25年第4回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成25年12月12日

平成25年第4回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年12月12日（木曜日） 午後2時12分 開議

1. 議事日程（第2号）

議会改革検討特別委員会

- 日程第1 議案第56号 地域の元気臨時交付金基金条例の制定（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第57号 伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第58号 伊仙町税条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第59号 伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第60号 字の区域の設定及び変更について（質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第61号 県営農業競争強化基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について（質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第62号 県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について（質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第63号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）（質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第64号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第10 議案第65号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第11 議案第66号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）（質疑～討論～採決）
- 日程第12 議案第67号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）（質疑～討論～採決）
- 日程第13 議案第68号 平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）（質疑～討論～採決）
- 日程第14 議案第69号 伊仙町立西公民館の指定管理者の指定について（質疑～討論～採決）
- 日程第15 陳情第6号 町議会議員報酬を日当制にする陳情
- 日程第16 陳情第7号 議会改革に関する条例改正についての陳情書
- 日程第17 議会改革検討特別委員会
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第19 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	永田誠君	2番	福留達也君
3番	前徹志君	4番	佐藤隆志君
5番	明石秀雄君	6番	樺山一君
7番	永岡良一君	8番	清水喜玖男君
9番	伊藤一弘君	10番	杉並廣規君
11番	琉理人君	12番	上木勲君
13番	美島盛秀君	14番	常隆之君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 椛山正二君 事務局係長 佐平勝秀君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	中野幸次君
総務課長	窪田良治君	企画課長補佐	明勝良君
税務課長	池田俊博君	町民生活課長	西吉広君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	樺山誠君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	上木義一君
環境課長	益一男君	水道課長	芳田勇人君
選管書記長	佐平浩則君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	茂岡勲君	教委総務課長	鶴永宏造君
社会教育課長	當吉郎君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君		
総務課長補佐	田島輝久君		
総務課長補佐	仲島正敏君		

議会中継班（総括 情報戦略室長 関政樹君）

（終日）町本勝也君・西川由紀君・野島幸一郎君

○議長（常 隆之君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 議案第56号 地域の元気臨時交付金基金条例の制定

○議長（常 隆之君）

これから議案第56号、地域の元気臨時交付金基金条例の制定についてを議題とします。
質疑を行います。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

この条例は、27年3月31日限りの執行ということですが、地域の元気の出る交付金の対象事業の計画はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

もう一点、25年度、26年度の基金の額は幾らなのか、お尋ねをいたします。

○総務課長（窪田良治君）

25年度の地域の元気臨時交付金につきましては、全体額、伊仙町の交付分といたしましては、6,334万1,000円、これにつきましては、1点目につきましては光伝送路整備事業、これは25年度におきまして光伝送路整備事業、あと農道整備事業、あとバレイショ青果場改修事業と防災安全交付金と、それと今般上げました基金条例の中で、条例を改正しないといけないものにつきましては、地域の元気臨時交付金の基金として一応6点が今回対象になっております。

その中で、先日、条例制定につきましては、地元の元気臨時交付金基金としての事業としてなっております。これにつきましては、1,500万円として26年度の事業実施という形になっております。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

ただいまの説明と関連すると思えますけれども、一般財源で2,797万7,000円が計上されておまして、その関連で、昨日、全員協議会の中で、今説明があったような道路補修、道路改良という事業であるということでありましたけれども、私は、この基金をつくるのもいいですけども、やはり町長が所信表明でも上げておられますように、再び人口増加、農業生産額50億円を生産目標に上げるという大きなスローガンを上げておられます。

その中で、やはり3年連続の農家の不作等がありました。ここに私は使う必要があるのではないかと、思って質疑をするわけでありまして、この基金を使って農家応援隊あるいは農家支援隊なる事業を創設して、春植え推進や、あるいは以前に答弁がありました、遊んでいる使用のされていないマンゴーハウスの補修とか、あるいは土づくり事業とか、こういうようなものに、年齢等を決めて、

65歳以上の農家に支援をしてあげるといような農家応援隊あるいは支援隊等の事業を創設する考えはないか伺います。

○総務課長補佐（田島輝久君）

この基金の目的は、普通建設事業のみの指定という特約がございますので、普通建設事業、それ以外はできないという特約がありまして、他のほうにはちょっと使えないということになっております。

○13番（美島盛秀君）

先ほど一般財源ということではございましたが、この第2条に基金として積み立てる額は一般会計歳入歳出予算で定めると、額とすると。一般会計で一般財源としては使えないわけですか、どうですか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

一般会計の歳入歳出予算に積み立てる、国の補助金を一般会計歳入歳出予算に入れ込んで使えないという意味でございます。

○13番（美島盛秀君）

これは、そういう規定があると、そういう、建設建築ですか、そういうのに特定されているということなんですけれども、やはりこういう特別な事情、災害等で、ありますので、町長のそういうような、裁量といいましょうか、そういうので一般財源化してそういう事業を創設するとか、いうことを私は可能だと思うんですけれども、町長、そういうことについての町長としての考えはどう思いますか。

○町長（大久保明君）

さっき、いろんな農家の方々、JAの方々と話をして伊仙町の農業の取り組みに関しまして、いろいろご指摘を受けております。そういった中で、今回のこの元気交付金は制度上使えないということでもあります。しかしまた、あらゆる奄振の中のこの今回、ハウス事業に関してはかなり予算が来年度以降出てくる可能性がありましたので、今、伊仙町において平張りハウスの要望も少ないんですけれども、さらに強固なこの鉄骨ハウスなどが可能になる状況になってきてますので、農家の方々にそのハウスの改修事業というものは現在のところないと思いますけれども、これ、調べてみなければわかりませんが、そういうことじゃなくて、新たに、そういう、希望する農家を町のほうからいろいろ情報提供してやっていくということはまず可能であります。

また、あらゆる、トラクターがもう大分時期が過ぎて買いかえなければならぬという方々なども大分出てきておりますので、それに対する新しい事業は今、経済課長のほうにまた新たに指示をしておりますので、とにかく農家の方々の意見に対するその切実な思いに、例えば今、畜産農家もどんどん、去年、一昨年の台風で牛舎が壊れてやめたりしてる方々なども出ていますので、昨日も申し上げた、いろいろ団地的な形での農家の方々ができるような仕組みなども、これは予算が出ることでありますので、前向きにいろいろ考えていきたいと思っております。

○13番（美島盛秀君）

特定財源ということでありますので仕方ないとは思いますが、今、町長も述べたように、50億達成のために新しい平張りハウスとかということも含めて、あるいはその12棟だったと思うんですけども、古い、今、マンゴーハウスがありますので、これの今、こう農家さんを回ってみますと、26号の台風でビニールが全部飛ばれて、またその補修をしなければならないということなどもあります。非常にそういうコストがかかって、農家は今、本当に四苦八苦しているところでありますので、ぜひこういう特定財源、農家に使えるような特定財源等を、そういう財源等があると思いますので、ぜひ執行部のほうで検討して、農家の支援隊、応援隊、こういう事業創設に努めていただきたいと思います。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第56号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号について採決します。

お諮りします。

議案第56号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号、地域の元気臨時交付金基金条例の制定については、原案のとおり可決いたしました。

△ 日程第2 議案第57号 伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定

○議長（常 隆之君）

これから議案第57号、伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定についてを質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

この件に関しても、全員協議会の中で説明を伺っております。

これに関連して、闘牛のふんの処理についての条例が制定されました。しかしながら、まだまだ

この条例の目的が達成されていない。私たちが車で走ったりすると、そういう処理ができてないんですけども、こういうことにならないように、ぜひこの条例がきちんと守られるような、今後、制定した後は野良猫等の処理等、こういうこと真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号、伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第3 議案第58号 伊仙町税条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

これから議案第58号、伊仙町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号、伊仙町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第59号 伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（常 隆之君）

これから議案第59号、伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第59号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号、伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第5 議案第60号 字の区域の設定及び変更について

○議長（常 隆之君）

これから議案第60号、字の区域の設定及び変更について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第60号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第60号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第60号、字の区域の設定及び変更については可決することに決定しました。

△ 日程第6 議案第61号 県営農業競争強化基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について

○議長（常 隆之君）

これから議案第61号、県営農業競争強化基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

この事業につきましては、農業用排水、畑かん事業の分担金のことだと思いますけれども、先般、木之香地区、阿権地区の説明会の中で、町の負担分5%、受益者5%分の町が7%、受益者3%という説明でありました。この阿権地区の第一阿権、第二阿権地区含めて約100町歩、94.6haで、大体の事業費が26億6,700万円でありました。基盤整備は終わりました、今後、畑かん事業ということで同意に向かって今、進めているところでありますけれども、大体この畑かんの事業費として幾らぐらい予定しているのか伺います。

○耕地課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

事業費としては、平成26年度から平成33年度まで16億4,300万円を予定しております。

○13番（美島盛秀君）

16億300万ということで……

○耕地課長（上木義一君）

16億4,300万円。

○13番（美島盛秀君）

すいません。大体、阿権で12、3億になる予定だと思いますけれども、このうちの3%を受益者が支払うということになると思います。

そこで、私が聞いてるところで、天城町では、町が7%、受益者が2%、業者が1%ということで、業者が1%を負担するというのを聞いております。そうしますと、この大体、12、3億円の1%となりますと、1,200、300万、これを業者が負担するということになって、受益者はそれだけ負担が減るわけでありますけれども、伊仙町においては3%ということであります。

そこで、伊仙町においても1%、業者に負担させる考えはないのか、またこの負担金以外に、普

通畑で反当たり5,000円の、委託運営費が反当たり5,000円あります。ですから、業者にも1%を負担させて協力金という形で、こういうのに何かこう手助けができることは考えられないものか伺います。

○耕地課長（上木義一君）

お答えします。

美島議員の今質問で、1%、業者のほうに負担させることはできないという質問ですけど、これはもう三町、きのうも答弁しましたように、畑かん部会のほうで三町統一ということで、今、高齢化、今、突入しております、後継者も不足ということもありまして、何とか軽減できないということで三町のほうで3%ということで申し合わせをしましたけど、その業者負担としては、持ち帰って業者さんやら建設業界のほうともいろんな協議をしましたけど、業者さんのほうから負担はちょっと厳しいと、今後も先行き考えたらいろいろ問題が出そうな感じがありまして、それに対してはもうちょっと難しいということで、徳之島町と伊仙町のほうは、このほうは3%負担だけということで決定しております。

あと、徳之島用水土地改良区の、これ運営分担金のほうですけど、これも5,000円、用水土地改良区の運営委員会の中でも5,000円ということで、今の段階は進めております、推進しておりますので、変更とかそういうことは今の段階では考えておりません。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

業者に1%負担させるということは問題があるということでもありますけれども、これは県の事業ですよ。県単事業ですよ。そういうことで、天城町では業者が1%負担すると、三町、これ、徳之島用水事業でありますので、三町足並みをそろえるという意味からすれば、私は伊仙町もそういう業者さんに1%を負担してもらって、そして農家支援、農業生産50億円達成の目的、町長の言ってる政策にも私はつながるものではないかと思うんですけども、町長、そこらあたりの町長の考えでお願いします、今後お願いしますという考え等はあるのかどうか伺います。

○町長（大久保明君）

この問題は、その土地改良事業の水管理、新しい振水管理組合の中でも議論をしまして、これ、制度的にはこれは本当は5%の受益者負担しなければいけないのを、町もそのうち2%は、5%のうち2%は町が負担するという形で話がついたけれども、それでもまだ出せないということで、天城町が苦肉の策だと思います。そして、これは県としたらそういう建設業者に負担させるということは、そこにいろんな利害関係が出てくるということなど可能性あるということで、なるべくしないほうがいいというのが県の見解ですから、町が協議して、三町で協議して町は7%決定したわけですから。天城町が、それは業者の方々が自ら、この事業ができなかったら建設業者も困るという考え方があったかもしれませんけれども、このことをやるのが農家の方々にその農業意欲をさらに推進していくということになるか、2%を負担して1%を建設業者の方々が負担することと、自

らが3%を決めたとおりにやること、どちらがいいのかということにもなるわけですから、県としては、こういうことは今までやったこともないし、それを厳しく天城町に指導をしても、それは拘束力はないというふうな状況だと思いますので、伊仙町、徳之島町は決定したとおりにやっていくということでもあります。

○13番（美島盛秀君）

説明は理解できますけれども、伊仙町の土地改良区の伊仙地区ではまともに散水ができないというような、またその運営ができないというような状況であるという話等も聞いているんですけども、そういうことを考えると、今後この事業を推進していく上で、天城町は業者が1%出して受益者が2%と、こういう差があれば同意を得ていくためにもいろいろと問題点も出ると、私は思うんですけども、そういうところをしっかりと土地改良区の事業の推進において説明を、執行部のほうでしっかりと説明をして納得をさせて、そしてその事業がスムーズに、95%ですか、達成できるように努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第61号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号、県営農業競争強化基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合については、可決することに決定しました。

△ 日程第7 議案第62号 県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について

○議長（常 隆之君）

これから議案第62号、県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合について

て質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第62号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号、県営特定地域振興生産基盤整備事業農地整備事業分担金の負担割合については、可決することに決定しました。

△ 日程第 8 議案第63号 平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第63号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第 5 号）について質疑を行います。

○5 番（明石秀雄君）

8 ページの町債の防災無線設置事業債ですが、組替えのようではありますが、それは具体的に何をどのように整備するのか、お尋ねします。

○総務課長（窪田良治君）

ご説明をいたします。

緊急防災事業債の町債の分ですけども、これにつきましては、防災無線施設の整備事業として、今現在、デジタル化を進めております。デジタル化につきましては、町内 8 カ所において、一応デジタル化の移行という形でしてございます。

以上でございます。

○5 番（明石秀雄君）

デジタル化すると、今よりもよくなるわけですよね、防災無線は。そうすると、なぜこれを聞かかると、その次のページのところで、光伝送路修繕費が出てるんです。

台風が来るたびに修繕費が組まれてると思うんですよ。25年度でこの修繕費がどれぐらいかかっているのかお尋ねします。概算でいい。

○総務課長補佐（田島輝久君）

9月補正で1,650万円と今回が405万5,000円、約2,000万となっております。

○5番（明石秀雄君）

この無線システムが台風時には必ず皆さんの集落、今、自分のところもやっぱり気をつけてみるとわかるんですが、線が細く垂れ下がったりして、台風ごとに切れる可能性が十分に多いんですけど、無線であると停電がなければまず安心です。線の場合は、台風ごとに必ず故障が出ます。

それと、台風時には、無線の場合は戸別無線機は電池の入れかえさえ、しっかりしておけば聞こえるわけですよ。これを、二つを一つにして無線で今後徹底して整備をすれば、防災無線としての、行政無線としての役目は十分に果たせると思うんですが、今後も二を並行して進めるつもりなのか、もしそうなれば、今後とも経費がかかってしょうがないと思うんですが、どうでしょうか。

○総務課長（窪田良治君）

デジタル化と、先ほど説明いたしましたけども、これにつきましては、外の防災無線、屋外の。で、今、議員のほうから質問がありましたように、光伝送路というのは屋内の告知板として使っている部分、これにつきましては、現在、旧の防災無線という形で屋内につけてたものを光のほうにかえて利用してますけども、私ども防災について周知をするときに、台風で風が強いときは並行で使うようには今しております、屋内と屋外と両方です。実際の防災というのは、先ほどデジタルにつきましては、屋外無線という形でしております。

以上でございます。

○5番（明石秀雄君）

僕が言うのは、二つを一つに何とかできないか、経費が今後ともかさみますよということなんです。もう少し、今日にできなければ検討して今後、できるだけ経費がかからないような方向性を見出していくのがいいんじゃないかなと思ってしてるんですが、その点、お伺いします。

○総務課長（窪田良治君）

現在、光ファイバーのデジタルという形で実際取り組みして12億以上かかって一応整備をしてきましたけれども、今のところ、ちょうど2年たちます。倒れるたびに、先ほど言いましたように、修繕、維持管理がかかります。そういった形で今、実際こうデジタル化に向けて進んでいます。

屋外については今現在進めてますけども、今後、外の部分が終わった段階で検討という形、実際するとなるとまた相当な予算がかかりますので、ここで明言はできませんけど、こういった並行にできればと考えているところでございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○10番（杉並廣規君）

お尋ねをいたします。

11ページの3、民生費、目3の私立保育所費、19の負担金補助及び交付金が527万5,000円ということになってるんですが、これ、3カ月しかないんですが、この保育士等処遇改善臨時特例負担金

ということですが、どのようなものか詳しく説明を求めます。

○町民生活課長（西 吉広君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

これは、保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎に、保育士等の処遇改善費に関する費用を私立保育所に交付する負担金でございます。

○10番（杉並廣規君）

次に、目5のこんにちは赤ちゃん事業費ということで、あと年明け3カ月しかありませんけれども、どのような事業なのか、内容についてお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

民生費の児童福祉のこんにちは赤ちゃん事業ということで上げましたけれども、これも県の2分の1補助ということで、出生時のところを助産師がかけて回るということであります。

30日間ほど助産師の賃金を組んでございます。各家々を訪問して、乳幼児の発育状況とか、そういったのを体重計に基づいて測定したり、そういった事業でございます。2分の1と県のほうから認めたということで今回上げております。助産師賃金が9,000円かける30日ということであります。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

次に、13ページの6、商工費の2目、2の観光費の中の13委託料75万5,000円、シロアリ駆除委託料ということですが、なぜ当初で計画できなかったのか、また場所はどこなのか、お尋ねをいたします。

○企画課長補佐（明 勝良君）

ただいまの質疑にお答えをいたします。

場所につきましては、喜念浜にございます施設でございます。当初組めなかったかというご質問ですが、これにつきましては、去る6月ごろに利用した方からの苦情があつて、その中で発見がされたというふうなことで、今回の補正予算として計上してございます。

以上です。

○10番（杉並廣規君）

ぜひ町の施設ですので、大事に取り扱っていただきたいと思います。

次、14ページの教育費の4、幼稚園管理費の中で、これもまた預かり保育賃金ということで120万計上されておりますけれども、あと3カ月しかありませんけれども大丈夫なのか、どういうふうに使われるのか、その積算基礎ですか、お尋ねをいたします。

○教委総務課長（鶴永宏造君）

杉並議員の質問にお答えをいたします。

幼稚園の預かり保育士賃金の120万円の増額補正についてですが、これは今年度主な幼稚園において預かりの園児が増加したために、子供たちの安全を考慮いたしまして保育士を2名に増加したた

めに、保育士の賃金が増加した分でございます。

以上です。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○13番（美島盛秀君）

まず、12ページ、農業費、園芸振興費の19負担金補助及び交付金について、この金額はほとんど国・県の補助金でありますけれども、カボチャ輸送助成金に9万6,000円、バレイショ選果機改修負担金に1,530万組まれているわけでありまして、今カボチャ、もうやがて出荷されると思うんですけれども、秋カボチャ、春カボチャというそうでありまして、何tぐらいで、キロ当たりどれぐらいの補助をするのか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

まず、カボチャの輸送助成金でございますけれども、これにつきましては、次年度から始まる奄振事業のパイロット事業ということで始めてる事業でございますけれども、今回、対象となるものがカボチャでございます、カボチャ4tを計画してございます。カボチャ1キロ当たりの鹿児島までの船賃の送料が16.8円かかります。そのうちの、16.8円のうちの50%を国費で支払いますと、10%を県費、あと10%を市町村費ということで60%を補助する事業でございます。

あと40%に関しましては、農家さんの負担ということになります。

○13番（美島盛秀君）

最近はこのカボチャを生産する農家も減っているようでありますけれども、これをもって町長の所信表明にある50億円達成ということからすれば、9万6,000円ぐらいのわずかな補助金では、助成金では、50億には到底届くような生産は上げられないと思っておりますけれども、今後このカボチャ農家がふえる見込みがあるのか、また増やしていく見通しが立っているのかどうか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

カボチャが一時期より随分落ち込んだわけなんですけれども、このカボチャに関しまして、計画の中では現在の4倍の面積を、4倍の生産量ということで、今計画をして、4倍の生産量を達成するためにはどのようなことをすればいいかということも、非常にもみながら、今このカボチャに関しては本当に優良品種でございます、今4倍にするための手だてをいろいろ模索をしてるところでございます。

○13番（美島盛秀君）

目標としては4倍ぐらいを目標にしてるということでありますので、4倍の生産が上がると、またその分についての輸送賃の補助金も助成金もあるわけなんですけれども、今後こういう助成金については、その生産量が伸びてくれば伸びてくるだけ助成金は出るのかどうか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

平成26年度から始まる交付金に関しまして、輸送費の助成ということになってございまして、こ

のバレイショだとかカボチャだとか、いろんな品目が出てきますけども、これに関しまして、全て対象にするという形で今動いてるところでございます。

○13番（美島盛秀君）

続いて、その下のバレイショ選果場ですけれども、これについてもほとんどが補助金でありますけれども、これは農協、JAの選果場のことだと思いますけれども、大体、私たちこの徳之島町あるいは伊仙町においては、民間のバレイショをこう買って送っている業者さんも何件かあります。民間と農協のこの出荷量、買い受ける量というのは大体同じぐらいだと聞いております。

そういうことで、これはJAだけへの1,530万の修繕費ですけれども、そうすれば、私は平等性から言えば、一般の業者さんに買ってもらっている分のこういう助成、手助けといいたいでしょうか、そういうのには補助金がないというふうに私は考えるわけなんですけれども、そういう手当て、助成等は今後考えられないのか伺います。

○経済課長（樺山 誠君）

次年度から始まる輸送コストに関しても、バレイショに関して補助金が全て出るんですけども、まず補助金を受ける団体の要件というのがございます。今はっきりしてるのが、会計処理がちゃんとされてることと、あと組織として形態をなしてるということとか、あるいは農家3戸以上の組合であるとか、そういう条件がありますので、それに合致しないものに関しましては補助金が受けられないということになります。ですから、交付金を我々、支出をしていく中で、ちゃんとお金の管理ができてる組織じゃないと補助金を交付できないということになっておりますので、誰でも、どういう業者でも補助金が受けれるかというところではないということです。

ですから今、輸送コストに関して本当に補助金を受ける状況の中を、受けれるかどうかというのを見ますと、今、伊仙町内に10件ほどのジャガイモを購入して、民商さんを伝って送ってる方がいるんですけども、その人たちは今の状態の組織形態だとまず受けれないだろうというふうに思っています。ですので、これを我々はどうするかというと、この方たちには直接呼びかけをしまして、あと農家さんにはマイク放送で呼びかけをしてこの輸送コストの説明会を開く予定で動いてるところでございますけども、まず組織をちゃんとさせてくださいというのが一つの条件になっておりますので、来年の26年度から事業を受けれる人たちのための条件というのを、ある程度、今の決まっている状況で示していくと。

まず、あと、まだ完璧な、県のほうでその条件が示されてない部分なんですけど、今わかっている部分だけでも伝えて、準備をさせていこうというふうに思っております。

○13番（美島盛秀君）

農家の方々は、この事業は今期のバレイショからという、勘違いしてる人たちもたくさんいます。これは、平成26年度の国の予算の成立後の予算だと思うわけでありましてけれども、そうしますと、農協に出荷する、出荷している農家のバレイショは輸送コストを補助金が受けれる。

そうしますと、今後、民間に出したら受けれない、相当の、何t、何十tと出していると同当の

その額が違ってくると思うんですけども、そこらあたりをしっかりと説明をしないと、大変な農家との誤解を招くおそれがありますので、ぜひしっかりとした説明をしていただきたい。

そして、さらに、こういう農協へ出荷しない人たちを受けられないとなりますと、JAに出荷する人が増えてくると思うんです、今後。そうすると、またJAだけのその出荷が増えて、今期みたいなその出荷体制が狂ってきたりするというような、非常な、大きな問題も生じてくるのではないかと心配をするわけでありますけども、そういうことをJAとしっかりとこう話し合いをしながら、そしてまた、一般の農家が出荷をすればそれだけ選果をする能力があるのかどうか、そこらあたりもしっかり農家さんにも説明をする必要があると思いますので、今後しっかりとした説明をしていただけるようお願いをいたします。

次に、13ページ、観光費、まず、11の光熱水費の130万、これ相当の額なんですけれども、これはどこの光熱水費ですか、伺います。

○企画課長補佐（明 勝良君）

ただいまの質疑にお答えをいたします。

光熱水費なんですけども、70万円計上してございますが、この分につきましては、瀬田海、また義名山の芳朗記念館等の光熱水費でございますが、この分については過去の年度分ということで請求があって、その分をお支払いするというので今回計上をしております。過去の課としての未納分というのか、請求がされてなかったということもございまして、今回計上をしてる状況でございます。修繕費につきましては、喜念浜のシロアリ駆除に伴う修繕を含めてでございます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

こういうところに光熱費と水道代、電気代、今まで払ってなかったということです。

まあ、それはいいです。そういうことで、電気、特に電気なんですけれども、昼間ついてるんですよ。

私は、義名山とか、あるいは瀬田海、その外灯、昼間、トイレとか、昼間ついてるんです。

だから、そういう無駄な、これ、コスト高になってるんじゃないかな、無駄な経費じゃないかなと思うわけなんですけども、今後、そういう、公園とか、瀬田海公園あるいは義名山、こういうところの管理、ここらあたりをしっかりとやらないと、毎年、こういうような光熱費が上がってくるということになるんですけれども、今後のこの公園とか、こういうところの管理について、どういう考えを持ってるのか、町長、伺います。

○町長（大久保明君）

管理は各課でいろいろやっていますけれども、議員の指摘したことを再度確認いたしまして、そういうことのないように徹底した管理をこれからはしっかりと点検することが重要だと思っております。

○13番（美島盛秀君）

外灯等あるいは農村とか、あるいは道路の外灯ももちろんですけども、センサーをつけて、あるいはそういう点検をして昼間はつかないように、無駄なこういう光熱費が上がらないように、ぜひ検討して進めていただきたいと思います。

その下の4、徳之島地域文化情報発信施設運営費なくさみ館事務賃金と、それから消耗品費が組まれているわけなんですけれども、この消耗品の19万なんですけれども、この内訳、どのような消耗品なのか、どういう事務賃金に使われているのか、また、そのなくさみ館の運営は、前にもどっか出てきましたけれども、その運営のあり方、どういう運営をしているのか伺います。

○企画課長補佐（明 勝良君）

なくさみ館の経費につきましてでございますが、賃金として5万3,000円計上してございますが、今現在、お一方の賃金をお支払いをしてるわけなんですけれども、この分が3月までの賃金が不足するというので計上してございます。その他の19万円につきましては、消耗品としてトイレットペーパーや薬剤、またごみ袋、そういったものの費用として計上してございます。特にこの1月のお正月には大勢の、もちろん大会もございまして、大勢の観光客の方々が訪れるということで、そういったことの分の不足分を計上してございます。

運営につきましては、今現在、お一方を町のほうで賃金をお支払いして雇っておりますし、もう一方は資料館のほうに、徳之島観光連盟のほうからお一方、事務としていろんな資料館等の案内等を行ってる状況でございます。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

この運営等については、いろいろ当時、説明の中で、業者さんのあの看板を、2万円だったですかね、そういうのを運営費に充てるとか、あるいは闘牛を主催した、10万とか5万とかという使用料をもらって、あるいはその他いろんな使用料をもらって運営ができるということだったんですけども、そういう運営費では足りなくて、さらにこういうような追加補正をするということになれば、私は運営は今後も厳しい運営を、一般財源からこう繰り出してやらなければならないということになると思うんですけども、そこらあたりのその運営の方法、考え方を伺います。

○企画課長補佐（明 勝良君）

運営費の歳入につきましては、その大会の費用だとか、あと入館者の費用、そういったものに関しては歳入で入ってるかと思えます。その看板の費用とか、単独での収支決済をというわけではございませんので、歳入は歳入という形で毎月入館料、資料館の入館料とか大会の会場使用料、そういったものにつきましては、歳入として入ってる状況でございます。

○13番（美島盛秀君）

それはわかりますよ。しかし、これ、トイレットペーパーとかいう消耗品ということでありましたけれども、こういう運営費が、金が足りないからこうトイレットペーパーとか、そういう代金をこう支出をするわけでしょう。これもその運営費の中から出せないのと、私は聞いてるんですよ。

○総務課長補佐（田島輝久君）

今回の補正の財源に関しては7ページをごらんいただけますでしょうか。使用料及び手数料ということで、商工費使用料、徳之島地域文化情報発信施設使用料で57万2,000円歳入をとっておりまして、歳出のほうでは一般財源を32万9,000円減額して、今現在、11月末現在で217万2,000円ほど文化情報発信施設使用料が入っておりますので、一般財源を逆に32万9,000円、落としてございます。

○13番（美島盛秀君）

今の説明でわかりました。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

○12番（上木 勲君）

これは、12ページの下のほうに、9款のほうの歴史民俗資料館費というので出ておるんですけども、ここのこの歴史民俗資料館、ここは今どういうふうになっておるんでございますか。

農高に移転したんじゃないんですか。そのようなことをちょっと、そこに今、載つとるもんだから、どうなつとるか両方、やっぱりこう並行に使つとるかどうか。

○社会教育課長（當 吉郎君）

歴史民俗資料館のほうは、今、農高跡地のほう、4階校舎の、今、資料展示してる分は1階部分を使いまして、資料の展示を今しているところでございます。この中で、修繕費等を計上してございますが、実は昨年度、高倉を旧歴史資料館にありました、歴民館にありました高倉を昨年度移転をしたわけなんです、昨年度の台風で傾いてといいますか、いてしまいまして、その今応急処置として、何というんですか、支えの木とか打ったりしてございますけれども、やっぱり基礎部分当たりをもっと固めないといけないということと、あと梁のちょっと継ぎ足しとか、あとは何といいますか、突っ張りといいますか、強い番線で四隅にもっと引きつけて支えないことにはやっぱり大きな台風が来ると抵抗力が強くてもたないんじゃないかということで、その高倉の補修に約30万円、それから旧歴史民俗資料館にありましたクーラー等の設置が昨年度のいろんな補正等でしたんですが、なかなかそこまでは手がつけられなくて、本年度、歴民館のほうに、また現在の農高のほうに移転するクーラーの敷設替え、あるいは歴民館の中の配線替え、そういったもので67万計上をしてございます。現在は伊仙の旧農高跡地のほうで歴民館は運営してる状況です。

○12番（上木 勲君）

私は向こう全く使わないのやからとて、理解しました。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第63号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号、平成25年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第9 議案第64号 平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第64号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第64号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号、平成25年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決決定しました。

△ 日程第10 議案第65号 平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第65号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第65号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号、平成25年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第11 議案第66号 平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第66号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

○13番（美島盛秀君）

まず、指定管理者制について12月議会で報告しますということでありましたので、まず、指定管理者制について説明をいただきます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、9月議会で徳之島交流ひろば「ほーらい館」の指定管理についてを、12月議会で報告するというものでありましたので報告をいたします。

指定管理者の申し込み者は1業者であります。それに伴いまして第1回審査委員会を10月10日、役場にて開催いたしました。選考委員会の設置について、伊仙町の公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の第4条に、委員長は副町長を委員とするとあります。

また、公募者の説明をいたし、各運営理念、運営計画について、書類等を持ち帰り、次回から協議することといたしました。

第2回審査委員会を11月12日、役場にて開催をいたしました。各運営理念、運営計画、収支計画を再度確認した結果、経費削減の目的に合致しないと判断いたしました。

次回に再度、収支計画書、財務担当を交え協議することで閉会をいたしました。

また、第3回審査委員会を11月21日、ほーらい館のA会議室で開催し、申請のありましたA業者によりまずプレゼンテーションを行いました。

プレゼンテーションの中で、管理委託3,500万、その他、光熱費、燃料費、修繕費、委託料、需要費、役務等、町の負担額等要求がなされました。これを踏まえ、再度話し合いをした結果、経費削減の目的に合致しないと審査委員会のほうでは判断をいたしました。

また、審査会の報告を11月22日、町長室において町長に報告をいたしました。

また、今回について、指定管理をしないことで決定をいたしました。このことについて、11月26日に業者のほうには、非決定通知ということで発送いたしております。

以上です。

○13番（美島盛秀君）

今の説明からすれば、もう今後は指定管理者制はとらないと受けとめてよろしいでしょうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

その辺につきましては、今後、財務担当や町長を交えました協議を行っていきたいと考えております。

○13番（美島盛秀君）

それでは、6ページ、一般財源から1,090万、この説明ではプール会員が100人ほど増えたということで1,090万の補正をしているわけでありますけれども、需用費、運転賃金や需用費、消耗品費、燃料費等、光熱費など、相当な額になっているようであります。

そこで、徳之島町、天城町から送迎をしている、今無料で送迎をしていると思うんですけども、この人たちからバス代ということでしたら違法性もあると思いますので、入浴料に町外の人たちはその多くの燃料代に見合う、100円から200円程度になると思いますけれども、そういうのを徴収できないかどうか伺います。

○ほーらい館長（仲 武美君）

これにつきましては、そういう話等もありますが、今後、運営委員会のほうで協議をいたしまして決定をいたしたいというふうに考えます。

○13番（美島盛秀君）

運営会議まだやるんでしょうか。ぜひ、これ伊仙町の税金で、伊仙町のお金で他町村の人を送迎するということは町民も納得しかねる、しないと、私は考えておりますので、これだけ光熱費とかバスの賃金とか上がっておりますので、相当な額になっておりますので、ぜひ運営委員会でこれを提案をして町外の人たちからは何らかの形で徴収できるように、その額に見合った、やっていただきたい。

町外から、町長の考えは町外からの流入、人の流れで伊仙町の活性化ができるという説明もありましたけれども、確かに人の流れはふえる、活性化すると思います。しかし、商店街でジュース1個あるいは何か1個買う人を見受けたことは、私はありません。

ですから、せつかくの健康増進施設で天城町も徳之島町も来て、自分の健康管理のためにやるわけですから、そこらあたり十分説明をしてあげれば、100円、200円ぐらいのお金は惜しまないだろうと思いますので、ぜひ運営委員会、徴収ができるような体制をしていただきたいと、そういう考えをぜひ、これを実行していただきたいわけなんですけれども、町長の考えを伺います。

○町長（大久保明君）

まず、町外の方々に関しまして、バスの送迎を両町にいろいろ福祉課のほうでバスなどを要望したこともありますけれども、これはなかなかその時間がない、ドライバーがいないということでありました。経営に関しまして、この今、今年、値段を経営改善のために1,200円ほど上げましたけれども、燃料費の高騰でこれは余り効果が出ていません。会費を上げた割にはその来客数はほとんど変わらない状況で、むしろ子供たちは今どんどんふえてる状況でありますので、この前、館長のほうにも運営審議会を開いて、再度料金アップということを……

○13番（美島盛秀君）

いや、私が言うのは町外から。

○町長（大久保明君）

もちろんそう、ですから、全体の経営を改善するということでもあります。バスの運行に関しましては、今のところ町外から来てる方々の会費、そういうものをしますと、これは圧倒的に赤字であります。人件費等、燃料費考えて。しかし、それでもやっぱり徳之島交流ひろばという形で始めたわけですので、これを急にやめることはできませんので、今、美島議員の話したようなことは審議会のほうで協議をしていただくということも必要だと思います。

例えば、火葬場の使用料は、あれは徳之島町が安いわけです。両町は高いということで、これ、改善したのかな。これは平等にしたんです、使用料は。ですから、バスは、これは町内の方々ももちろん利用してるわけですから、その辺もっと細かく分析をしていくということと、それから、町外から来てる方々は、両町のいろいろな補助事業を活用して来てるわけですから、その方々がバスが来なくなると、自分の自家用車で来る方もいるかもしれませんけども、両町のそういう事業もまた、せつかくやってる事業も中止しなければならないという状況も生まれるかもしれませんので、今後検討をして改善できるような方法を追求していくことが大事だと思います。

○13番（美島盛秀君）

伊仙町は本当に、町長が優しいのか、サービス精神が旺盛なのかわかりませんが、私たち伊仙町は、徳之島町において相当貢献していると私は思っています。天城町には全然、空港があって、行き帰り、ある程度はあるかもしれませんが、天城町、徳之島町は、私は全く伊仙町民への貢献度はないと思うっております。

ですから、そういうことをやっぱり説明ししっかりして相談をしてお願いをすれば、さっきも言ったように、自分たちの健康管理ですから、100円、200円のお金は惜しまないだろうと、私は思います。

そこで、天城町、徳之島町、それぞれ何人ぐらいが今来ているのか伺います。

○ほーらい館長（仲 武美君）

天城町からに関しましては七十数名です。徳之島町からの方については150名ぐらいかと思います。

○13番（美島盛秀君）

相当の会員が来ているわけなんですけれども、やはりさっきも言ったように、そういう人たちの健康管理、そしてまた、伊仙町にこういうほーらい館があるから、健康施設があるから来るわけがありますので、ぜひ相談をしてお願いをして、それだけのバス賃を取れば、私はその分の燃料代はカバーできるのではないかなと思いますので、しっかりとした議論を、話し合いを運営委員会でやっていただきたいとお願いをして終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第66号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号、平成25年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第12 議案第67号 平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第67号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

○12番（上木 勲君）

これは、2ページ、歳入歳出予算補正という、第1表ですか、1表のところには、国庫補助金等ですけども、補正前の額は7,500万で、そうしてそれを今、減額補正で2,325万かにこうして補正してるわけですけども、これは当初、事業をこう、予算計上するときには7,500万あって、それで今ごろに、時期になって減額、これを大きく減額、事業縮小ということは、これは何かちょっと理解できないんですけども、どういうふうなことかちょっと説明してください。

○水道課長（芳田勇人君）

ただいまの上木議員の質問にお答えいたします。

3月、当初では事業費といたしまして1億5,000万円を計上いたしました。これの内示が4月ぐらいに来まして、1億350万円という、4,650万円の減となりました。その後ぎりぎりまで、11月と12月まで、12月中に発注できれば、年度内に工事も終了、事業も終了できると、完了できるという判断で、ずっと追加要望を待っていたんですけども、もうぎりぎりまで待って1億350万という事業費が決定いたしましたので、ここでもうやむを得ず4,650万円事業費を減額して、その半分の、2分の1の2,325万円を減額したということでございます。

以上でございます。

○12番（上木 勲君）

何かこれ、当初でこの今、西部地区の事業は、今年いっぱいか、来年いっぱいか、事業完了して、東部に、移転して東部のほうをすることだったけども、こういう状況だったら、これは予定どおりいかないということになるわけです。それで、どうしてこうして、途中で、それは県の結局はあれでこうなったというような実態ですか。

○水道課長（芳田勇人君）

恐らく決定するのは国の国土交通省だと思っております。それから、厚生労働省の健康局の水道課、ここで奄美枠の配分を行ってるかと思うんですけども、今年度も前年度並みの約3割カットということだったんですけども、来年度以降は奄振への各市町村、大久保町長初め、各市町村長の要望活動により満額の予算が計上されるちゅう情報が入ってきておりますので、今、我々、26年度は西部地区の最後、木之香地区と今度東部地区の事業計画はしております。申請しております。

以上でございます。

○12番（上木 勲君）

その予算計上したら、そういうような事業がその計画どおりにやっぱり執行されるように、そういうような予算の、こう予算組みをしないと、あんたらが大体これ、見込みでこういうことをやったからこういうようなことになったと、そういうようなことではないわけですよ。

○町長（大久保明君）

補足説明をしますと、これ、奄振の中でかなり議論になりました。要するに、各省庁の予算の配分の仕方でありまして、今回は一括交付金ということなどが、総額は280億前後で、その30億が出たために、あらゆる事業が減額せざるを得ないという状況が一番の要因だと思っておりますので、これ

は過大に予算見積もりして要望したわけでありませんが、これはほぼ半額以下になったんです、公共、予算の水道事業が。といいますのは、この二、三年後に上水と簡水が統合した場合に、この事業は、簡易水道できなくなりますので、各自治体が駆け込めるような形で多額の要求をしてきた中での、今、こういう全体での結論でありますので、これ、要するに、限られた予算の中で一括交付金だけ出したら、他のところはどうしてももう決まっていかならざるを得なかったというのがあります。

それから、東北震災で一律1割カットというふうな奄振の事業もあり、国全体の事業となつてましたので計画どおり進まなかったというふうに今考えてますけれども、簡水と上水が統合するまでは、なるべくその簡水事業ということを中心にやっていくことが重要だと思います。

○12番（上木 勲君）

今、町長の説明でもちょっと理解ができないんですけど、これは一括交付金30億とかいうのは、もうこれからあれする、来年度予算に計上するあれで、今年これに入ってるわけ、今年のを奄振に入ってるわけじゃ、それをいわゆる国がしてやったわけではないでしょう、結局は、

終わります。

○議長（常 隆之君）

芳田課長、来年度この事業完成するのかわからないか答弁してもらえますか。

○水道課長（芳田勇人君）

来年度は、今、26年度は西部地区の最後と東部地区を計画しております。

水道事業としては、さっき町長もおっしゃったんですけども、上水道、簡水道、統合するまでに東部地区まで完了させたいと思っております。これは28年度中を計画しております。

以上でございます。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第67号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号、平成25年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第13 議案第68号 平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（常 隆之君）

これから議案第68号、平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第68号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第68号、平成25年度伊仙町上水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第14 議案第69号 伊仙町立西公民館の指定管理者の指定について

○議長（常 隆之君）

これから議案第69号、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定について質疑を行います。

○4番（佐藤隆志君）

今12月の定例会でこのように西公民館の指定管理の提案出ていますけど、それまでに西部地区の住民に十分説明されたかどうか、ちょっと伺います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

今の質問にお答えいたします。

西公民館のほうは、主に東犬田布集落が大きな行事等で使いますし、それ以外に関しましては、また公民館講座や各町、県、国等の事業の一環として使われてる状況でございますので、西犬田布集落の区長さんには相談をいたしまして、事業を進めているところでございます。

そして、進めるに当たっては、公民館の機能は今までどおり損なわないという基本路線を業者のほうには理解をさせていただいてこの事業を、管理者制度のほうを進めているところでございます。

○4番（佐藤隆志君）

昨日も説明を受けましたけど、やはり先ほど課長から話がありましたように、一番やっぱり東犬田布集落が年間七、八回ぐらい使ってると思いますけど、ですけど、やっぱり保育所と重なった場合には集落の行事もできないと思います。それで、一番もう頼りにしてたところを指定管理もされると思いますけど。

で、町長にちょっと伺いますけど、犬田布には集落公民館があります。ありますけども、去年の台風でもうめちゃくちゃやられて、もう会合をして何とか今、何とか使えるようにはしてますけど、来年あたり大きな台風が来たら多分全滅だと思います。そのようなときに、集落にも公民館を建てようという考えがあるのかどうか伺います。

○社会教育課長（當 吉郎君）

今、佐藤議員が集落の年何回かのいろんな行事等では保育所と一緒に使ったら使うのが心配であるということなんですが、全然そういったことはございません。あくまでも、西公民館の機能はそのままだに残しておきまして管理をさせますので、西犬田布の集落の皆さんが使いたいというときには優先的に使っていただくように協定のほうでも結びますので、そういった心配は全然要らないかと思えます。

○町長（大久保明君）

今、社会教育課長が話したとおりであります。それから、そのいろんな施設の有効活用ということとは、今まさにその地域と色々な組織が共生・協働という時代になってきましたので、住民自治ということも含めて行政と、そして民間、指定管理を受けたわかば保育園と地域が、さらにこの連携をとって、あの施設を最大限に有効に活用していくということが重要であると思えます。

例えば、阿権集落は、今、新年会も年の祝いも全部、阿権小学校の体育館を活用しています。

これは、そこでいろいろ盗難があるとか事件があるとかいう、管理ができないという大義でいろいろ使っていけないということですけども、あらゆる施設は、前向きに考えて、いろんな形でこれを年に7回か8回ですから、それはしっかりと組み入れてやっていくことは十分可能であると思えますし、またそこで昼間からいろいろ保育園やってるときに、事業をやって行事をやったら保育園が困るとかいうこともあるかもしれませんが、逆に、一緒に集落の人たちと保育園の子供たちが交流をやっていくということもまたできるかもしれませんので、どうか、佐藤議員が中心になって、いろいろまたやっていただきたいと思います。建てかえという状況では、今ありませんので、よろしくをお願いします。

○4番（佐藤隆志君）

提携ちゅうんか、結ぶときには十分、先ほどあったように、集落民が使うときには優先して使わすよう強く要望してほしいと思えます。

終わります。

○議長（常 隆之君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これから議案第69号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

討論なしと認めます。

これから議案第69号について採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、議案第69号、伊仙町立西公民館の指定管理者の指定については、可決することに決定しました。

△ 日程第15 陳情第6号 町議会議員報酬を日当制にする陳情

△ 日程第16 陳情第7号 議会改革に関する条例改正についての陳情書

△ 日程第17 議会改革検討特別委員会

○議長（常 隆之君）

陳情第6号、町議会議員報酬を日当制にする陳情、陳情第7号、議会改革に関する条例改正についての陳情書、議会改革検討特別委員会の3件について、一括して議会改革検討特別委員長の報告を求めます。

○議会改革検討特別委員長（琉 理人君）

それでは、伊仙町議会改革検討特別委員会委員長報告を行います。

伊仙町議会改革検討特別委員会の委員長報告並びに当特別委員会の設置趣旨に合致することから、伊仙町議会改革規則第92条並びに第95条の規定のとおり、陳情第6号、町議会議員報酬を日当制にする陳情、陳情第7号、議会改革に関する条例改正についての陳情書について慎重に審査をしましたので、2件の陳情書についての審査報告をあわせて行います。

まず、当特別委員会の活動内容として、平成24年第4回定例会、平成24年12月12日において設置された全国的な自治体や議会にかかわる積極的な改革が断行されている中で、私たち伊仙町においても議会議員の資質向上や議会改革の最大のテーマとなる議会議員の報酬及び定数問題などを議員

間で検討し、これについて町民の皆様からも陳情第6号、平成25年9月11日付、町議会議員報酬を日当制にする陳情、陳情第7号、平成25年12月11日付で、議会改革に関する条例改正についての陳情書の提出を受け、今定例会まで検討を重ねてまいりました。

まず、第1回目、特別委員会開会の際に、議会議員の資質向上及び議会品位の秩序の保持を目的とするため、議会規則委員会条例議会申し合わせ事項の確認を行い、その中で改めるべき事項について、以下の点が上げられました。

- ① 徳之島地区消防組合議会、徳之島地区介護保険組合議会、徳之島アイランド広域連合組合議会の経過報告を徹底し、議員相互により意見交換を行った上で町民への周知徹底を図ること。
- ② 公務出張時の各種報告を徹底することを原則とし、特に県外研修を行った際には、議会日より及び定例会において各常任委員長より報告を行うこと。
- ③、当初予算審査、決算審査、陳情並びに請願の審議、各種委員会の活動状況にわたる報告書の内容の充実を図ること。
- ④、議会運営委員会などの委員会機能の強化を図ること。特に、一般質問の取り扱いには内容を慎重に精査し、議会運営を迅速かつ円滑に行うよう議員各自で鋭意努力すること。具体的な方策として一般質問通告者と町執行部との連携を図り、資料請求などを通じて町政を把握し、町政発展のために具体的な質問をして的確な答弁を聴取するなど、日常の議会活動においてさらに研さんすること、以上4点について、議員の資質向上並びに議会品位の秩序を保つべく検討され、1回目を閉会いたしました。

続く2回目においては、今議会の目標である開かれた議会の起爆剤となった議会中継システムを通じて、町民と議会において情報共有を行うことや、議会関連資料のペーパーレス化、コストカットを目的としたiPadの実用化に向けて講師を招聘し、議会議場において研修を行いました。

そこでは、iPad活用による議会資料のデータ化、日ごろの議会活動をさらに幅広く行うことが可能になり、特に以下の点について期待ができます。

- ①、議会事務局及び町執行部からの連絡をメールで行うことで、通信コストの時間削減が期待される。
- ②、町民及び研修先において、膨大な資料をデータ化することで訴求力もある、政策説明などが可能になる。さらに、研修先での写真及び動画撮影を行うことで、議員各自の報告会の資料映像として利用できる。
- ③、本会議開会中に配付された閲覧資料など、モニターを通すことで傍聴人にも閲覧することが可能になり、町民参加型の議会運営が期待される。

以上3点が大きく期待されます。しかしながら、このiPadを利用した自治体は全国でも極めて少なく、今後実用化に向けての費用対効果などを調査し、引き続き議会において検討すべきであるということで、当特別委員会としては議会に報告いたします。

次に、全国の地方議会及び住民の懸案事項である議員報酬及び議員定数について審議報告を行います。

自治体改革が進む中で、地方議会にも改革が求められている近年、住民からは議会活動の透明性、議会報酬制に対する評価など、いろいろなパブリックコメントが寄せられておりますが、このこと

について、当委員会は、他の類似町村及び議会改革の先進事例を踏まえて慎重に協議し、全国の類似町村などにおける同テーマに沿った先進事例をご報告いたします。

まず、平成の大合併に異を唱え、合併しない宣言や住民基本台帳ネットワークへの参加を見合わせなど、あらゆる既成概念を打ち破り、全国の自治体へ大きな一石を投じた福島県矢祭町。

矢祭町は、平成22年度国勢調査における人口が6,348人で、人口規模においては本町の6,844人とほぼ同じ人口の町であります。その矢祭町議会において、全国初の日当制を提案した議員が、「報酬は、町民が汗を流して稼いだ税金であることを忘れてはならない、町民の艱難辛苦を憂い嘆く声を聞くと、現在の報酬制度にあぐらをかいているわけにはいかない。今、我々、矢祭町議は宣言する。町民とともに立たん」と決意宣言を行い、町財政の健全化に寄与するため、平成14年、議員定数の削減、18人から10人を断行し、続いて、平成20年に月額20万8,000円とボーナスに当たる議員期末手当を廃止し、議会に1回出席するごとに日当制の3万円を支給する制度を導入いたしました。このことにより、議員の年間活動日数は、年間30日と見込まれ、報酬は月額報酬制度の3割以下まで削減され、年間90万円程度まで抑制されています。

また、町議会議員10人の支給総額は現行より2,500万円以上も削減され、浮いた分を子供や高齢者対策に充当されているとのこと。

次に、熊本県五木村議会では、平成22年に町議会議員に対しての全国初の成果主義を導入いたしました。月額21万3,000円だった報酬のうち8割は毎月支給し、残る2割を成果報酬として、5人以上と定めている評価委員において評価し、議員個々の活動評価に応じて、年度末にまとめて支払う仕組みであります。

この制度を採用した経緯については、村の人口がピーク時の4分の1に減少し、さらに高齢化率40%を超えるなど限界集落もふえてきたことから、一部議員により「競争原理を働かせ、議員も身を切る覚悟が必要だ」と訴えたことから、この成果主義導入に至ったとのことであります。

しかし、この成果主義を申し合わせからわずか4カ月で導入したことが原因で、見切り発車の感否めず、現在も試行錯誤が続き、評価する側も負担の大きいことから、5人以内の評価委員のなり手が3人の村民だけにとどまっているという課題も上がっているとのことであります。

このような先進事例を踏まえて、当特別委員会としては、今回提出された2件の陳情について慎重に審査しました。

まず、陳情第6号、平成25年9月11日付提出、町議会議員報酬を日当制にする陳情においては、平成23年度の財政状況も勘案すると、経常収支比率が88.8%と類似団体より5.2%も高いことにあることを改めて自覚し、その中の人件費が29.6%も比率を占めることから、議員報酬についても検討する必要がありますが、平成23年度決算の議会費の目的別歳出構成比は全体の2%に過ぎ、仮に日当制にした場合、陳情の趣旨である財政の充実強化を図るための費用対効果があるかどうかはさらに検証する必要があり、平成24年度決算審査特別委員会における委員長報告の中でも、実質単年度収支などが平成24年度において災害などでマイナスとなっていることから、今後は災害等も考慮

した予算執行を行っていく旨の報告を行っており、町執行部において、適正かつ緊急感のある予算執行を行っているかどうかのチェック、監視機能をさらに強化することで、さらなる費用抑制を期待でき、議会費だけにとどまらず、町全体の今後の中長期財政計画を改めて精査した上で判断することが望ましいという結論から、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第7号、平成25年12月11日付提出、議会改革に関する条例改正についての陳情書についての審査の報告を行います。

まず、陳情1、議員定数の削減について、現行の14人から12人に削減する条例の改定については、奄美群島内の自治体においても、議員定数の削減が住民の意思を尊重し断行されておりますが、いまだメリット・デメリットの両方の効果が検証されておられません。現時点ではっきりしていることは、議員定数を削減したことによる奄美群島の各市町村の財政状況が健全化に向かったとの住民評価が得られてないことが、今後の検討事項として挙げられました。

次に、陳情2、議員報酬の改定について、現行の給与制を廃止し、会期中及び出張に限り報酬を支払う完全日当制に移行するについては、陳情第6号に準じることから、拙速な判断はせず、今後も経緯を注視し、適切な時期に適切な判断をすることといたしました。

陳情3、議員の兼業禁止について、議員またその3親等内に当たる者の町発注事業の入札指名業を営むことを禁ずる条例の制定については、地方自治法第92条の2、普通地方公共団体の議会の議員は当該普通地方公共団体に対し、請負をする者及びその支配人または市として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監視役もしくはこれに準ずるべき者、支配人及び清算人たることができないとある。

また、他の自治体、議会基本条例においては、議員の政治倫理をとうたわれ、議員は町民全体の代表者としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないとうたわれていることから、本町においても、各々の政治理念を尊重し、かつ政治理念に反することのないよう、この陳情の本質的な意思を議会人として真摯に受けとめ、今後の議会活動においても町民の信託に応えるべく、議会改革の一環として継続して議員間で討議することといたしました。

以上、陳情第7号、陳情3項目については、今後も継続して住民の意向調査及び議会改革先進地の財政状況などを鑑みて判断することの結論に達し、継続審査とすることといたしました。

最後に、当特別委員会は、これまで検討されてきた課題を継続審査という結果にいたしました。これからの課題は今後の町民の生活と町政に大きな影響を及ぼす最重要課題であります。

これらを踏まえて、現行の議会から来年の改選後の議会への最優先課題として継続審査することを町民にお約束し、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。

平成25年12月12日、伊仙町議会改革特別委員会特別委員長、琉 理人。

以上で報告を終わります。

○議長（常 隆之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

質疑なしと認めます。

これで、議会改革検討特別委員会委員長の報告を終わります。

△ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

△ 日程第19 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○議長（常 隆之君）

これから閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

議会運営、総務文教厚生、経済建設、議会広報、議会改革検討特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（常 隆之君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第4回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 4時07分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 常 隆 之

伊仙町議会議員 永 岡 良 一

伊仙町議会議員 清 水 喜 玖 男